

地方税法等の改正

目 次	
一 令和5年度地方財政計画……………	650
二 令和5年度地方税収入見込み……………	653
三 個人住民税……………	658
四 地方法人課税（法人住民税・法人事業 税）……………	667
五 不動産取得税……………	670
六 軽油引取税……………	675
七 自動車税・軽自動車税……………	676
八 固定資産税・都市計画税……………	682
九 事業所税……………	699
十 航空機燃料譲与税……………	700
十一 納税環境整備……………	703

はじめに

令和5年度税制改正については、与党において、令和4年12月16日に「令和5年度税制改正大綱」が取りまとめられました。また、これを受けて政府においても、同月23日に「令和5年度税制改正の大綱」が閣議決定されました。

その後、政府においては、閣議決定に沿って法案化作業が行われ、所得税等に関する部分につい

ては「所得税法等の一部を改正する法律案」として、地方税に関する部分については「地方税法等の一部を改正する法律案」として令和5年2月7日に閣議決定され、ともに第211回通常国会に提出されました。その後、国会審議を経て、「所得税法等の一部を改正する法律案」及び「地方税法等の一部を改正する法律案」は令和5年3月28日に可決・成立し、同月31日に公布されました。

一 令和5年度地方財政計画

地方財政計画とは、地方交付税法第7条の規定に基づいて作成される地方団体の歳入及び歳出総額の見込額に関する書類であり、国会に提出されるとともに、一般に公表されるものです。令和5年度地方財政計画については、令和5年2月7日に閣議決定され、同日国会に提出されました。

この地方財政計画に計上された歳入・歳出項目の内訳は、(資料1)のとおりですが、このうち、通常収支分の歳入歳出規模は92兆350億円（対前年度比1兆4,432億円、1.6%の増）、また、歳出のうち、公債費（公営企業繰出金のうち企業債償還費普通会計負担分を含みます。）及び不交付団体水準超経費を除く地方一般歳出の規模は、76兆4,839億円（対前年度比6,078億円、0.8%の増）となっています。

また、東日本大震災分のうち、復旧・復興事業の歳入歳出規模は2,647億円（対前年度比340億円、11.4%の減）、全国防災事業が587億円（対前年度比436億円、42.6%の減）となっています。

なお、総務省から公表されている令和5年度地方財政計画のうち、税制改正に係る部分は、以下のとおりです。

1 通常収支分

- (1) 地方税制については、令和5年度地方税制改正では、自動車税及び軽自動車税の環境性能割の税率区分の見直し、航空機燃料譲与税の譲与割合の特例措置の見直し等の税制上の措置を講ずることとしている。
- (2) 地方財源不足見込額については、地方財政の

運営に支障が生ずることのないよう、次の措置を講ずることとし、所要の法律改正を行う。

① 地方交付税法第6条の3第2項に基づく制度改正として、令和5年度から令和7年度までの間は、令和4年度までと同様、財源不足が建設地方債（財源対策債）の増発等によってもなお残る場合には、この残余を国と地方が折半して補填することとし、国負担分については、国の一般会計からの加算により、地方負担分については、地方財政法第5条の特例となる地方債（臨時財政対策債）により補填措置を講ずる。臨時財政対策債の元利償還金相当額については、その全額を後年度地方交付税の基準財政需要額に算入する。

② 令和5年度の地方財源不足見込額1兆9,900億円については、上記の考え方に基づき、従前と同様の例により、次の補填措置を講ずる。その結果、国と地方が折半して補填すべき額は生じないこととなる。

イ 建設地方債（財源対策債）を7,600億円増発する。

ロ 地方交付税については、国の一般会計加算（地方交付税法附則第4条の2第1項の加算）により154億円増額する。

また、交付税特別会計剰余金1,200億円を活用するとともに、地方公共団体金融機構法附則第14条の規定により、財政投融資特別会計に帰属させる地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金1,000億円を

財政投融資特別会計から交付税特別会計に繰り入れる。

ハ 地方財政法第5条の特例となる地方債（臨時財政対策債）を9,946億円発行する。

③ 交付税特別会計借入金の償還については、令和3年度の償還計画の見直しに伴い償還を繰り延べたものの一部8,000億円を増額し、1兆3,000億円の償還を実施する。

④ 上記の結果、令和5年度の地方交付税については、18兆3,611億円（前年度比3,073億円、1.7%増）を確保する。

(3)～(6) 省略

2 東日本大震災分

(1) 復旧・復興事業

① 東日本大震災に係る復旧・復興事業等の実施のための特別の財政需要等を考慮して交付することとしている震災復興特別交付税については、直轄・補助事業に係る地方負担分等を措置するため、935億円を確保する。また、一般財源充当分として3億円を計上する。

②・③ 省略

(2) 全国防災事業

全国防災事業については、地方税の臨時的な税制上の措置（平成25年度～令和5年度）による地方税の収入見込額として646億円を計上するとともに、一般財源充当分として60億円を減額計上する。

(資料1)

地方財政計画歳入歳出一覧(通常収支分)

歳入歳出総括表

(単位:億円、%)

区 分		令和5年度 (A)	令和4年度 (B)	増減額 (A)-(B) (C)	増減率 (C)/(B)
歳入	地方譲与金	428,751	412,305	16,446	4.0
	地方特例交付金	26,001	25,978	23	0.1
	地方交付金	2,169	2,267	▲ 98	▲ 4.3
	国庫支出金	183,611	180,538	3,073	1.7
	地方債	150,085	148,826	1,259	0.8
	うち臨時財政対策債	68,163	76,077	▲ 7,914	▲ 10.4
	うち臨時財源対策債	9,946	17,805	▲ 7,859	▲ 44.1
	使用料及び手数料	7,600	7,600	0	0.0
	雑収入	15,646	15,729	▲ 83	▲ 0.5
	復旧・復興事業一般財源充当分	45,867	44,456	1,411	3.2
全国防災事業一般財源充当分	▲ 3	▲ 4	1	▲ 25.0	
計	920,350	905,918	14,432	1.6	
一 (水準超経費を除く交付団体ベース)		650,535	638,635	11,900	1.9
		621,635	620,135	1,500	0.2
歳出	給退職手当	199,053	199,644	▲ 591	▲ 0.3
	退職手当	187,724	185,283	2,441	1.3
	一般行政経費	11,329	14,361	▲ 3,032	▲ 21.1
	補助費	420,841	414,433	6,408	1.5
	単独補助費	239,731	234,578	5,153	2.2
	国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費	149,684	148,667	1,017	0.7
	デジタル田園都市国家構想事業費	14,726	14,988	▲ 262	▲ 1.7
	地域創生推進費	12,500	12,000	500	4.2
	地域デジタル社会推進費	10,000	10,000	0	0.0
	地域社会再生事業費	2,500	2,000	500	25.0
	公債償還費	4,200	4,200	0	0.0
	維持補修費	112,614	114,259	▲ 1,645	▲ 1.4
	うち緊急浚渫推進事業費	15,237	14,948	289	1.9
	投資	1,100	1,100	0	0.0
	直轄	119,731	119,785	▲ 54	▲ 0.0
	うち緊急転	56,594	56,648	▲ 54	▲ 0.1
	うち緊急防災・減災事業費	63,137	63,137	0	0.0
	うち公共施設等適正管理推進事業費	5,000	5,000	0	0.0
	うち緊急自然災害防止対策事業費	4,800	5,800	▲ 1,000	▲ 17.2
	うち炭素化推進事業費	4,000	4,000	0	0.0
	公営企業債務償還費	1,000	—	1,000	皆増
	企業債償還費	23,974	24,349	▲ 375	▲ 1.5
	その他会計負担	13,997	14,398	▲ 401	▲ 2.8
不交付団体の水準超経費	9,977	9,951	26	0.3	
計	28,900	18,500	10,400	56.2	
一 (水準超経費を除く交付団体ベース)		920,350	905,918	14,432	1.6
		891,450	887,418	4,032	0.5
地方一般歳出		764,839	758,761	6,078	0.8

地方財政計画歳入歳出一覧（東日本大震災分）

(1) 復旧・復興事業

歳入歳出総括表

(単位：億円、%)

区 分		令和5年度 (A)	令和4年度 (B)	増減額 (A)-(B) (C)	増減率 (C)/(B)
歳 入	震 災 復 興 特 別 交 付 税	935	1,069	▲ 134	▲ 12.5
	一 般 財 源 支 充 当	3	4	▲ 1	▲ 25.0
	地 庫 方 出	1,632	1,822	▲ 190	▲ 10.4
	雑 収 入	9	9	0	0.0
	計	68	83	▲ 15	▲ 18.1
計		2,647	2,987	▲ 340	▲ 11.4
歳 出	給 与 関 係 経 費	54	58	▲ 4	▲ 6.9
	一 般 行 政 経 費	1,288	1,418	▲ 130	▲ 9.2
	補 単 助 独 費	902	921	▲ 19	▲ 2.1
	公 投 資 債 的 費	386	497	▲ 111	▲ 22.3
	直 轄 的 経 補 助 費	68	83	▲ 15	▲ 18.1
	公 営 企 業 繰 出 金	1,237	1,428	▲ 191	▲ 13.4
	直 轄 的 経 補 助 費	1,235	1,426	▲ 191	▲ 13.4
	公 営 企 業 繰 出 金	2	2	0	0.0
	計	0	0	0	0.0
	計	2,647	2,987	▲ 340	▲ 11.4

(2) 全国防災事業

歳入歳出総括表

(単位：億円、%)

区 分		令和5年度 (A)	令和4年度 (B)	増減額 (A)-(B) (C)	増減率 (C)/(B)
歳 入	地 一 般 財 源 支 充 当 税	646	768	▲ 122	▲ 15.9
	雑 収 入	▲ 60	254	▲ 314	▲ 123.6
	計	1	1	0	0.0
計		587	1,023	▲ 436	▲ 42.6
歳 出	公 債 費	587	1,023	▲ 436	▲ 42.6
	計	587	1,023	▲ 436	▲ 42.6

二 令和5年度地方税収入見込み

令和5年度の地方財政計画における地方税収入見込額（通常収支分と東日本大震災分の合算額）は、（資料2）及び（資料3）のとおりです。

令和5年度の地方税収入総額は、令和5年度税制改正による増減収額（3億円の減収）込みで42兆9,397億円であり、前年度の地方財政計画額（41兆3,073億円）に対して1兆6,324億円、4.0%の増

となっています。

道府県税と市町村税に分けて見てみると、道府県税が20兆336億円で前年度地方財政計画額（18兆9,892億円）に対して1兆444億円、5.5%の増、市町村税が22兆9,061億円で前年度地方財政計画額（22兆3,181億円）に対して5,880億円、2.6%の増となっています。

(資料2)

令和5年度地方税収見込額(詳細)

1 地方税

(1) 総括表

(単位：億円)

区分	令和4年度当初見込額 (A)	令和5年度							$\frac{(G)}{(A)} \times 100$ (%)	(G)の構成割合 (%)
		令和4年度当初見込額に対する現行法による増減(▲)収見込額 (B)	現行法による収入見込額(A)+(B) (C)	税制改正による増減(▲)収見込額			改正法による収入見込額(C)+(F) (G)	令和4年度当初見込額に対する増減(▲)収額 (G)-(A)		
				地方税制の改正によるもの (D)	国税の改正に伴うもの (E)	計(D)+(E) (F)				
1.道府県税	189,892	10,446	200,338	▲ 2		▲ 2	200,336	10,444	105.5	46.7
2.市町村税	223,181	5,881	229,062	▲ 1		▲ 1	229,061	5,880	102.6	53.3
3. 計	413,073	16,327	429,400	▲ 3		▲ 3	429,397	16,324	104.0	100.0

(参考) 利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、分離課税所得割交付金、法人事業税交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、環境性能割交付金及び軽油引取税交付金に相当する金額を道府県税から控除し、市町村税に加算した場合の金額は、次のとおりである。

(単位：億円)

区分	令和4年度当初見込額 (A)	令和5年度							$\frac{(G)}{(A)} \times 100$ (%)	(G)の構成割合 (%)
		令和4年度当初見込額に対する現行法による増減(▲)収見込額 (B)	現行法による収入見込額(A)+(B) (C)	税制改正による増減(▲)収見込額			改正法による収入見込額(C)+(F) (G)	令和4年度当初見込額に対する増減(▲)収額 (G)-(A)		
				地方税制の改正によるもの (D)	国税の改正に伴うもの (E)	計(D)+(E) (F)				
1.道府県税	152,302	7,113	159,415	▲ 1		▲ 1	159,414	7,112	104.7	37.1
2.市町村税	260,771	9,214	269,985	▲ 2		▲ 2	269,983	9,212	103.5	62.9
3. 計	413,073	16,327	429,400	▲ 3		▲ 3	429,397	16,324	104.0	100.0

※ 数値は東日本大震災分を含み、今後、精査の結果変わることがある。

(2-1) 税目別内訳 (道府県税)

(単位：億円)

区 分	令和4年度当初見込額 (A)	令 和 5 年 度							$\frac{(G)}{(A)} \times 100$ (%)
		令和4年度当初見込額に対する現行法による増減(▲)収見込額 (B)	現行法による収入見込額(A)+(B) (C)	税制改正による増減(▲)収見込額			改正法による収入見込額(C)+(F) (G)	令和4年度当初見込額に対する増減(▲)収額 (G)-(A)	
				地方税制の改正によるもの (D)	国税の改正に伴うもの (E)	計(D)+(E) (F)			
A 道府県税									
(I) 普通税									
1. 道府県民税	52,714	1,512	54,226				54,226	1,512	102.9
個人均等割	965	5	970				970	5	100.5
所得割	44,042	1,068	45,110				45,110	1,068	102.4
法人均等割	1,463	21	1,484				1,484	21	101.4
法人税割	1,963	137	2,100				2,100	137	107.0
利子割	267	▲ 56	211				211	▲ 56	79.0
配当割	1,614	994	2,608				2,608	994	161.6
株式等譲渡所得割	2,400	▲ 657	1,743				1,743	▲ 657	72.6
2. 事業税	46,170	2,483	48,653				48,653	2,483	105.4
個人	2,258	136	2,394				2,394	136	106.0
法人	43,912	2,347	46,259				46,259	2,347	105.3
3. 地方消費税	59,167	6,715	65,882				65,882	6,715	111.3
譲渡割	39,649	1,947	41,596				41,596	1,947	104.9
貨物割	19,518	4,768	24,286				24,286	4,768	124.4
4. 不動産取得税	3,911	293	4,204				4,204	293	107.5
5. 道府県たばこ税	1,446	25	1,471				1,471	25	101.7
6. ゴルフ場利用税	407	25	432				432	25	106.1
7. 軽油引取税	9,307	▲ 32	9,275				9,275	▲ 32	99.7
8. 自動車税	16,765	▲ 585	16,180	▲ 2		▲ 2	16,178	▲ 587	96.5
環境性能割	1,482	▲ 443	1,039	▲ 2		▲ 2	1,037	▲ 445	70.0
種別割	15,283	▲ 142	15,141				15,141	▲ 142	99.1
9. 鉱区税	3	0	3				3	0	100.0
10. 固定資産税(特例分等)	51	▲ 1	50				50	▲ 1	98.0
普通税計	189,941	10,435	200,376	▲ 2		▲ 2	200,374	10,433	105.5
(II) 目的税									
1. 狩猟税	7	0	7				7	0	100.0
目的税計	7	0	7				7	0	100.0
(III) 道府県税小計	189,948	10,435	200,383	▲ 2		▲ 2	200,381	10,433	105.5
(IV) 東日本大震災による減免等	▲ 56	11	▲ 45				▲ 45	—	—
(V) 道府県税計	189,892	10,446	200,338	▲ 2		▲ 2	200,336	10,444	105.5

※ 数値は東日本大震災分を含み、今後、精査の結果変わることがある。

(2-2) 税目別内訳 (市町村税)

(単位：億円)

区 分	令和4年度当初見込額 (A)	令 和 5 年 度							$\frac{(G)}{(A)} \times 100$ (%)
		令和4年度当初見込額に対する現行法による増減(▲)収見込額 (B)	現行法による収入見込額(A)+(B) (C)	税制改正による増減(▲)収見込額			改正法による収入見込額(C)+(F) (G)	令和4年度当初見込額に対する増減(▲)収額 (G)-(A)	
				地方税制の改正によるもの (D)	国税の改正に伴うもの (E)	計 (D)+(E) (F)			
B 市 町 村 税									
(I) 普通税									
1. 市 町 村 民 税	98,753	2,666	101,419				101,419	2,666	102.7
個人均等割	2,249	12	2,261				2,261	12	100.5
所得割	80,641	1,981	82,622				82,622	1,981	102.5
法人均等割	4,536	35	4,571				4,571	35	100.8
法人税割	11,327	638	11,965				11,965	638	105.6
2. 固定資産税	95,087	2,494	97,581				97,581	2,494	102.6
土地	35,524	831	36,355				36,355	831	102.3
家屋	40,895	1,175	42,070				42,070	1,175	102.9
償却資産	17,779	492	18,271				18,271	492	102.8
純固定資産税小計	94,198	2,498	96,696				96,696	2,498	102.7
交付金	889	▲ 4	885				885	▲ 4	99.6
3. 軽自動車税	3,118	59	3,177				3,177	59	101.9
環境性能割	175	0	175				175	0	100.0
種別割	2,943	59	3,002				3,002	59	102.0
4. 市町村たばこ税	8,819	189	9,008				9,008	189	102.1
5. 鉱産税	18	▲ 2	16				16	▲ 2	88.9
6. 特別土地保有税	1	▲ 1	0				0	▲ 1	0.0
普通税計	205,796	5,405	211,201				211,201	5,405	102.6
(II) 目的税									
1. 入湯税	158	54	212				212	54	134.2
2. 事業所税	3,913	49	3,962	▲ 1		▲ 1	3,961	48	101.2
3. 都市計画税	13,570	303	13,873				13,873	303	102.2
4. 水利地益税等	0	0	0				0	0	0.0
目的税計	17,641	406	18,047	▲ 1		▲ 1	18,046	405	102.3
(III) 市町村税小計	223,437	5,811	229,248	▲ 1		▲ 1	229,247	5,810	102.6
(IV) 東日本大震災による減免等	▲ 256	70	▲ 186				▲ 186	—	—
(V) 市町村税計	223,181	5,881	229,062	▲ 1		▲ 1	229,061	5,880	102.6

※ 数値は東日本大震災分を含み、今後、精査の結果変わることがある。

2 地方譲与税

(単位：億円)

区 分	令和4年度当初見込額 (A)	令和5年度					$\frac{(E)}{(A)} \times 100$ (%)
		令和4年度当初見込額に対する現行法による増減(▲)収見込額 (B)	現行法による収入見込額 (A)+(B) (C)	制度改正による増減(▲)収見込額 (D)	改正法による収入見込額 (C)+(D) (E)	令和4年度当初見込額に対する増減(▲)収額 (E)-(A)	
1. 地方揮発油譲与税	2,291	▲ 127	2,164		2,164	▲ 127	94.5
2. 石油ガス譲与税	48	2	50		50	2	104.2
3. 自動車重量譲与税	2,891	▲ 17	2,874		2,874	▲ 17	99.4
4. 航空機燃料譲与税	149	3	152		152	3	102.0
5. 特別とん譲与税	113	11	124		124	11	109.7
6. 森林環境譲与税	500	0	500		500	0	100.0
7. 特別法人事業譲与税	19,986	151	20,137		20,137	151	100.8
合 計	25,978	23	26,001		26,001	23	100.1

※ 数値については、今後、精査の結果変わることがある。

(資料3)

令和5年度の税制改正(地方税関係)による増減収見込額

(単位：億円)

改 正 事 項	平 年 度			初 年 度		
	道府県税	市町村税	計	道府県税	市町村税	計
1 法人事業税 (株)脱炭素化支援機構に係る資本割の課税標準の特例措置の創設	▲ 3 ▲ 3		▲ 3 ▲ 3			
2 不動産取得税 都市再生特別措置法に規定する認定事業者が都市再生緊急整備地域において取得する公共施設等に係る課税標準の特例措置の拡充等	▲ 1 ▲ 1		▲ 1 ▲ 1			
3 車体課税 先進安全技術を搭載したトラック・バスに係る自動車税環境性能割の課税標準の特例措置の拡充及び適用期限の延長	▲ 2 ▲ 2		▲ 2 ▲ 2	▲ 2 ▲ 2		▲ 2 ▲ 2
4 固定資産税 (1) 中小企業等の生産性向上や賃上げの促進に資する償却資産の導入に係る特例措置の創設 (2) 福島国際研究教育機構に係る税制上の優遇措置の創設 (3) その他		▲ 35 ▲ 15 ▲ 9 ▲ 11	▲ 35 ▲ 15 ▲ 9 ▲ 11			
5 事業所税 博物館に係る非課税措置の拡充		▲ 1 ▲ 1	▲ 1 ▲ 1		▲ 1 ▲ 1	▲ 1 ▲ 1
合 計	▲ 6	▲ 36	▲ 41	▲ 2	▲ 1	▲ 3
国税の税制改正に伴うもの 個人住民税 法人事業税	▲ 47 ▲ 50 3		▲ 47 ▲ 50 3			
再 計	▲ 53	▲ 36	▲ 89	▲ 2	▲ 1	▲ 3

(注1) 上記の計数は1億円未満を四捨五入しているため、計とは一致しない場合がある。

(注2) 令和5年度改正における環境性能割の税率区分の見直し及びグリーン化特例(軽課)の見直しによる増収見込額は平年度450億円、初年度68億円。他方、令和3年度から令和5年度にかけて追加的に発生した環境性能割における減収見込額は▲374億円程度。

三 個人住民税

1 災害に係る損失の繰越控除制度の見直し

(1) 改正前の制度の概要

① 純損失の繰越控除

個人住民税所得割の課税標準である総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額を計算する場合において、不動産所得、事業所得、山林所得又は譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、他の各所得の金額と損益通算をすることができます(所法69①)。このとき、個人住民税所得割の納税義務者が、翌年度分の個人住民税について損益通算をしてもなお控除しきれない部分の金額(純損失の金額)を有する場合、当該純損失の金額が生じた年分の所得税について青色申告書を提出し、その後の年度分の個人住民税について申告書を連続して提出していることを条件に、翌々年度から3年度間は繰越控除の適用を受けることができます(地法32⑨、313⑨)。

また、上記の適用がない場合においても、純損失の金額のうち変動所得の金額の計算上生じた損失の金額又は被災事業用資産の損失の金額で一定のものがある場合には、当該純損失の金額が生じた年の翌年度分の個人住民税について申告書を提出し、かつ、その後の年度分の個人住民税について連続して申告書を提出していることを条件に、翌々年度から3年度間は繰越控除の適用を受けることができます(地法32⑨、313⑨)。

② 雑損失の繰越控除

個人住民税所得割の納税義務者が、災害、盗難又は横領による資産の損失額(雑損失の金額)であって翌年度の個人住民税において

雑損控除により控除しきれなかったものを有する場合には、当該雑損失の金額が生じた年の翌年度分の個人住民税について申告書を提出し、かつ、その後の年度分の個人住民税について連続して申告書を提出していることを条件に、翌々年度から3年度間は繰越控除の適用を受けることができます(地法32⑨、313⑨)。

③ 東日本大震災に係る雑損失及び純損失の繰越控除の特例

東日本大震災では、同時・大量・集中的に極めて甚大な被害が発生しており、広範な地域の生活の基盤が根こそぎ失われ、生活の再建には相当の期間を要することが想定されたことから、繰越控除制度の実質的な効果が減殺されることのないよう、損失の程度や記帳水準に応じて、雑損失及び純損失の繰越期間を3年から5年に延長する特例措置が講じられています(地法附則44)。

(2) 改正の内容

災害が発生した際の被災者や事業者に対しては、これまでも、平成29年度税制改正において災害への税制上の対応に係る規定の常設化を行う等の対応が講じられてきたところですが、大規模な災害の発生に備え、著しい被害に対する不安を解消する観点から、今回の税制改正において、一層の税制上の対応を講じることとされました。具体的には、被害が極めて甚大で広範な地域の生活基盤が著しく損なわれ、被災前のように生活の糧を得るまでに時間を要するような災害の被災者等に特に配慮する観点から、特定非常災害による損失に係る雑損失及び純損失の繰越期間について、東日本大震災と同様に、

損失の程度や記帳水準に応じて、例外的に3年から5年に延長する措置を講ずることとされました。なお、所得税においても同様の措置を講ずることとされています。

(注) 特定非常災害とは、特定非常災害の被災者の権利利益の保存等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）第2条第1項に規定する著しく異常かつ激甚な非常災害であって、当該非常災害の被害者の行政上の権利利益の保全等を図ることが特に必要と認められるものです。近年では、平成28年熊本地震、平成30年7月豪雨災害、令和元年台風19号、令和2年7月豪雨災害等が指定されています。

① 特定非常災害に係る純損失の繰越控除の特例（一定の損失を有する青色申告者）

次に掲げる要件のいずれかを満たす青色申告者について、特定非常災害発生年に生じた純損失の金額（特定非常災害発生年純損失金額）及び特定非常災害発生年の翌年以降に生じた被災事業用資産に係る純損失の金額（被災純損失金額）について、繰越期間を3年から5年に延長するため、第32条第8項及び第9項の読替え規定が新設されました（地法33①、314①）。

【要件】

イ 事業所得者

$$\frac{\text{事業資産特定災害損失額}}{\text{その者の事業所得に係る事業用固定資産の価額の合計額}} \geq 10\%$$

$$\text{※ 事業資産特定災害損失額} = \text{棚卸資産損失額} + \text{事業用固定資産の被災損失額}$$

ロ 不動産所得者・山林所有者

$$\frac{\text{不動産等特定災害損失額}}{\text{その者の不動産所得又は山林所得に係る事業用固定資産の価額の合計額}} \geq 10\%$$

$$\text{※ 不動産等特定災害損失額} = \text{事業用固定資産の被災損失額}$$

② 特定非常災害に係る純損失の繰越控除の特例（一定の損失を有する白色申告者）

上記①イ又はロのいずれかの要件を満たす者（①の適用を受ける者を除きます。）について、特定非常災害発生年に生じた変動所得・被災事業用資産に係る純損失の金額（特定非常災害発生年特定純損失金額）及び特定非常災害発生年の翌年以降に生じた被災事業用資産に係る純損失の金額（被災純損失金額）について、繰越期間を3年から5年に延長するため、第32条第8項及び第9項の読替え規定が新設されました（地法33②、314②）。

③ 特定非常災害に係る純損失の繰越控除の特例（①②の適用を受けない者）

上記①②の要件を満たさない個人住民税所得割の納税義務者についても、特定非常災害発生年以降に生じた被災事業用資産に係る純損失の金額（被災純損失金額）について、繰越期間を3年から5年に延長するため、第32条第8項及び第9項の読替え規定が新設されました（地法33③、314③）。

(参考) 特定非常災害に係る損失と第33条（第314条）各項の関係

		特定非常災害発生年分		特定非常災害発生年 翌年以降発生分		
		被災事業用資産の損失	その他	被災事業用資産の損失		
		災害による損失	災害以外による損失	変動所得の損失	その他の損失	災害による損失
1項		特定非常災害発生年純損失金額			被災純損失金額	
2項		特定非常災害発生年特定純損失金額				
3項		被災純損失金額				

④ 特定非常災害に係る雑損失の繰越控除

個人住民税所得割の納税義務者が特定雑損失金額（雑損失の金額のうち、納税義務者又はその者と生計を一にする配偶者等有する資産で一定のものについて特定非常災害により生じた損失の金額）を有する場合に、当該特定雑損失金額の繰越期間を3年から5年に延長するため、第32条第9項の読替え規定が新設されました（地法33④⑤、314④⑤）。

(3) 施行期日・経過措置

本改正は、令和5年4月1日以後に発生する特定非常災害について適用することとされています（改正地法附則4①、14①）。

2 ふるさと納税の前指定対象期間に係る基準不適合等への対応

(1) 改正前の制度の概要

ふるさと納税制度については、令和元年度税制改正において導入された指定制度の下で、総務大臣は、募集適正基準並びに返礼割合3割以下基準及び地場産品基準に適合する地方団体を指定することとされています（地法37の2②、314の7②）。また、指定をした地方団体が各基準のいずれかに適合しなくなったと認めるとき又は報告の求めに応じず若しくは虚偽の報告をしたときは、指定を取り消すことができるとされています（地法37の2⑥、314の7⑥）。指定を取り消された地方団体は、取消してから2年間は指定を受けることができません（地法37の2④、314の7④）。指定対象期間は、毎年10月1日から翌年9月30日までの1年間とされ、地方団体は、1年ごとに指定を受けています。

こうした制度の下、令和元年6月の指定制度導入以降、これまでに複数件の団体が指定の取消しを受けています。これまでの指定取消事案は、いずれも基準不適合の疑いを指定対象期間内に覚知し、当該指定対象期間内に指定の取消しを行ったものですが、指定取消しのための手続に係る期間を考慮すると、例えば、指定対象

期間終了間際に基準不適合の疑いを覚知した場合などにおいては、当該指定対象期間内に指定の取消しにまで至らない事案が発生することも想定されます。他方、現行規定は、当該指定対象期間における基準の適合性を指定の考慮要素としていることから、過去の指定対象期間における基準不適合を理由に指定の取消しを行うことはできないものと解されています。このため、現行制度においては、同様の基準不適合事案であっても、総務大臣が基準不適合の疑いを覚知した時点及びその後の報告の求めの進ちょく状況等により、指定の取消し及びその後2年間の不指定期間の有無に差異が生じ得ることとなりますが、基準を遵守する団体又は指定の取消しを受けた団体との間の公平性の観点から適当でないものと考えられます。

(2) 改正の内容

現時点において、過去の指定対象期間の基準不適合が疑われるような具体的な事案が存在しているわけではありませんが、令和4年中に2件の指定取消事案が発生していることに鑑みると、制度の適正化の観点から、現行法令で指定を取り消すことができない事案が発生する前に、過去の指定対象期間における基準不適合についても取り消すことを可能としておくことが適当であると考えられます。

このため、指定の対象となる将来の期間において募集適正基準等の基準に適合することのみならず、指定の効力が生ずる前1年以内に各基準に適合していたことについても、指定基準に追加する改正を行うこととされました。現行の地方税法第37条の2（第314条の7）第6項において、指定をした都道府県等が同条第2項に規定する基準のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、指定を取り消すことができるとされているため、この改正により、指定前1年以内の基準不適合についても取消事由として取り扱われることとなります。具体的な改正の内容は次のとおりです。

① 指定基準

現行法令では、特例控除対象寄附金の対象となる地方団体について、募集適正基準に適合する都道府県等とし、返礼品等を提供する場合には当該基準及び各号に掲げる基準（返礼割合3割以下基準（第1号）及び地場産品基準（第2号））に適合する都道府県等としています（地法37の2②、314の7②）。

これについて、改正後は、各号に掲げる基準に適合する都道府県等とした上で、第1号から第3号までに、現行の募集適正基準（第1号）、返礼割合3割以下基準（第2号）及び地場産品基準（第3号）を規定し、第4号及び第5号に、新たな指定の要件として、指定の効力を生ずる日前1年以内において基準に適合していたこと及び虚偽報告等をしていないことを規定しています。具体的には、「指定の効力を生ずる日前1年以内（都道府県等が指定を受けていた期間に限ります。）（特定期間）において前3号に掲げる基準のうち適合すべきこととされていたものに適合していたこと（第4号）」及び「特定期間において行われた報告の求めに対し、報告をしなかったことがなく、かつ、虚偽の報告をしたことがないこと（第5号）」を指定に係る要件として追加しており、都道府県等は、1号、4号及び5号に掲げる基準（返礼品等を提供する場合には、1号から5号までの全ての基準）に適合する必要があるとしています。

なお、指定対象期間前の募集状況等を指定基準とすることについては、ふるさと納税に係る総務大臣指定制度及びその指定に当たっての各基準は、制度の適正な運用を確保する観点から導入されたもので、指定前の一定期間において適正に寄附金の募集を行っていたかどうかについても、指定対象団体の適格性を判断する上で重要な要素であり、制度の適正な運用を確保するために必要なものであると考えられます。

（注1） 今回の改正は、(1)で記載した課題の解

決を主眼として、過去の行為を指定基準とし、指定対象期間開始前の基準不適合等についても取消しの対象とすることにより、ふるさと納税制度のより適正な運用を確保しようとするものです。要件の対象とする「一定期間」をどの程度とするかという点については、これまでの指定取消し事案において、事案の覚知から取消しまでに数月程度を要しており、指定前1年間の行為を指定要件及び取消し対象とすることで、こうした事案に係る指定の取消しが可能となると考えられることを踏まえ、「指定の効力が生ずる日前1年以内」としています。これにより、前指定対象期間全体の行為を考慮要素とすることとなり、最大2年前の基準不適合が取消対象となることとなります。

（注2） 都道府県等が指定を受けていない期間において基準に適合していたかどうかを指定に係る基準とすることは適当ではないため、都道府県等が指定を受けていた期間に限る旨を規定しています。

（注3） 特定期間において返礼品を提供しなかった場合には特定期間内における1号への適合が、特定期間において返礼品を提供していた場合には特定期間内における1号から3号までの適合が必要となります。

（注4） 次の理由により、過去の一定期間において行われた報告の求めに対し、報告をしなかったことがなく、かつ、虚偽報告をしたことがないことについても指定要件に追加しています。「一定期間」をどの程度とするかという点については、基準適合を求める期間と合わせて「指定の効力が生ずる日前1年以内」としています。

- イ 虚偽報告をしたことがないことについて
- ・ 指定対象期間中に、虚偽報告があった場合には、地方税法第37条の2

(第314条の7)第6項の規定に基づき指定の取消しを行うことが可能ですが、総務大臣が虚偽であることに気がつかずに当該指定対象期間が終了し、次の指定対象期間が開始して以降に当該報告が虚偽であったことが判明するケースが想定されます。

- ・ 地方税法第37条の2(第314条の7)第6項においては、「指定をした都道府県等が……前項(指定をした都道府県等に対する報告の求め)の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたときは、指定を取り消すことができる」と規定されており、基準不適合と同様、過去の指定対象期間における虚偽報告については取消事由とすることができないものと解されます。
 - ・ このため、「過去の一定期間において行われた報告の求めに対し、虚偽報告をしたことがないこと」を指定要件に追加し、上記のようなケースにおいても、当該虚偽報告を理由に指定の取消しを行えるようにすることが適当です。
- ロ 報告の求めに対し、報告をしなかったことがないことについて
- ・ 指定対象期間中に報告の求めに対し報告をしなかった場合には、地方税法第37条の2(第314条の7)第6項の規定に基づき指定の取消しを行うことが可能です。また、今回の改正により、指定の効力が生ずる日前1年以内の基準適合を指定要件に追加することに伴い、指定対象期間において当該指定前1年以内の基準適合性に関し報告の求めを行うことが可能となり、当該求めに対し報告をしなかった場合には、同じく同項の規定に基づき指定の取消しを行うこ

とが可能です。

- ・ 他方、指定対象期間終了間際に報告の求めを行い、当該指定対象期間終了後に報告期限を迎える場合などにおいては、当該指定対象期間中においては「報告をしなかった」ことに該当しないことから指定取消しの対象とはならず、さらに、次の指定対象期間における当該報告期限までに報告をしない場合、「指定をした」都道府県等に対する報告の求め(地方税法第37条の2(第314条の7)第5項)に対する無報告ではないことから、同条第6項の規定に基づく指定の取消しを行うことはできません。
- ・ このため、「過去の一定期間において行われた報告の求めに対し、報告をしなかったことがないこと」を指定要件に追加し、上記のようなケースにおいても、無報告を理由に指定の取消しを行えるようにすることが適当であると考えられます。

② 指定の取消し

現行規定では、指定取消事由について「基準のいずれかに適合しなくなったと認めるとき」と規定しており、基準に適合するものとして指定をした都道府県等が当該指定対象期間において基準不適合となった場合を指定取消事由としています(地法37の2、314の7⑥)。

今回の改正により、指定の効力を生ずる日前1年以内において基準に適合していたこと等を指定基準に追加することに伴い、当該基準に適合するとして指定をした都道府県等が、実際には当該基準に「適合していなかった」と後から判明した場合にも指定の取消しを行うことができるよう、「都道府県等が第2項に規定する基準のいずれかに適合しなくなった若しくは適合していなかったと認めるとき」と改正されました。

(3) 施行期日・経過措置

本改正は、令和5年4月1日に施行することとし、不利益遡及を避ける観点から、令和5年4月1日以後の基準不適合・無回答・虚偽報告について適用することとされています。具体的には、法施行から1年を経過する前の令和6年3月31日までの間は、「指定の効力を生ずる日前1年以内」を「施行日（令和5年4月1日）から指定の効力を生ずる日の前日までの間」と読み替える経過措置が規定されています（改正地法附則4②、14②）。

3 扶養親族等申告書の記載事項の簡素化

給与所得者の扶養親族等申告書については、給与支払者から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、給与支払者の名称、自己と生計を一にする配偶者や扶養親族の氏名等を記載し、その給与支払者を經由して、住所所在地の市町村長に提出しなければならないとされているところ（地法45の3の2、317の3の2）。

令和5年度税制改正においては、その申告書に記載すべき事項がその年の前年の申告内容と異動がない場合には、その記載すべき事項の記載に代えて、その異動がない旨の記載によることとされています（地法45の3の2②、317の3の2②）。

なお、この改正は、所得税における給与所得者の扶養控除等申告書について同様の見直しが行われることに合わせた改正であり、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき給与等について提出する給与所得者の扶養親族等申告書について適用することとされています（地法附則4③、14③）。

4 クラウド等を利用した給与支払報告書等の提出方法の整備

(1) 改正前の制度の概要

個人住民税の課税資料である給与支払報告書及び公的年金等支払報告書（以下「給与支払報告書等」といいます。）については、市町村長に対して書面により提出することとされていま

すが（地法317の6①③④）、所得税法に基づき所得税に係る源泉徴収票をe-Tax又は光ディスク等により税務署長に提出しなければならないこととされている者は、個人住民税に係る給与支払報告書等についても、eLTAX又は光ディスク等による電子的な提出方法により市町村長に提出しなければならないこととされています（地法317の6⑤⑥）。また、この電子的提出義務のない者についても、eLTAX又は光ディスク等による給与支払報告書等の提出が可能とされています（地法317の6⑦、747の2①）。

(2) 改正の内容

国税では、令和3年度税制改正において、クラウドサービス等を利用した支払調書等の提出方法の整備が行われ、令和4年1月1日以後に行われる支払調書等の提出について適用されていること等を踏まえ、個人住民税に係る給与支払報告書等についても、国税と同様の方法により、クラウド等を利用して提出することができるとされました。

eLTAXによる給与支払報告書等の電子的提出の細目は、省令委任事項とされているところですが、現行の省令の規定では、「地方税共同機構の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記載事項を、給与支払報告書記載事項の提供をする者又は公的年金等支払報告書記載事項の提供をする者の使用に係る電子計算機から入力して行うものとする」（地規10③）又は「書面等地方税関係申告書等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、書面等地方税関係申告等を行う者の使用に係る電子計算機から入力して、書面等地方税関係申告等を行わなければならない」（地規24の39②）とされており、現行の規定では、クラウド等を利用した電子的提出に適用することができないため、これらの規定にかかわらず、クラウド等を利用した給与支払報告書等の電子的提出を行うことを可能とする規定を新設することとされました。

具体的には、「総務大臣の定める基準に適合するものであることにつき機構の認定を受けた認定特定電子計算機（以下「認定クラウド等」といいます。）に備えられたファイルに、給与支払報告書等の提出者が給与支払報告書等の情報を記録し、かつ、機構に対して、当該情報を閲覧し、及びeLTAXに記録する権限（以下「アクセス権限」という。）を付与することにより、給与支払報告書等の提出を行うことができる」と定められました（地規10⑥）。

なお、以下の①～④の事項については、総務大臣が定めるものとして、告示を制定することとされました。

① 認定クラウド等を利用して行うことができる申請等（地規10⑥）

認定クラウド等を利用して行うことができる申請等の対象について、「給与支払報告書又は公的年金等支払報告書の提出」と定められています（総務省告示142）。

② クラウド等の認定基準（地規10⑥）

クラウドサービス事業者等からの申請があった場合において、地方税共同機構が行う基準が定められています（総務省告示143）。この基準の中では、デジタル庁及び機構が公開する仕様書に、申請があったクラウド等の使用が適合していること、当該クラウド等について安全管理措置が講じられていること、クラウド等の認定後において事業者が遵守すべき事項等の基準が定められています。

③ 認定クラウド等に記録するファイル形式（地規10⑦）

認定クラウド等に記録するファイル形式について、「XML形式又はCSV形式」と定められています（総務省告示144）。

④ 認定クラウド等に記録した情報の保存期間（地規10⑧）

認定クラウド等に記録した情報の保存期間について、「認定クラウド等に備えられたファイルに給与支払報告書等の情報が記録された日又は当該情報に係るアクセス権限が付与

された日のいずれか遅い日から当該アクセス権限を機構が解除した日までの期間（1年未満の範囲内に限ります。）」と定められています（総務省告示145）。

また、この他にも省令では、クラウド等の認定に係る申請手続や、機構における認定手続等に係る規定を定めることとされています（地規10⑨～⑱）。

なお、クラウド等と各市町村の基幹税務システムとの間には、上記のとおり、機構が管理するeLTAXを介在させることとしていることから、個々の市町村におけるシステム改修は現時点においては不要となる見込みです。

(3) 施行期日・経過措置

本改正は、令和5年4月1日から施行ですが、eLTAXの改修等が必要となるため、当該システム改修を含む実務的な準備が整い次第、運用を開始することが予定されています（改正地規附則1）。

5 給与支払報告書等の光ディスク等による提出特例の事前承認の廃止

給与支払報告書又は公的年金等支払報告書（以下「給与支払報告書等」といいます。）の提出義務者のうちeLTAX又は光ディスク等による提出義務制度の対象とならない者については、市町村長の承認を受けた場合等には、給与支払報告書等の書面による提出に代えて、その給与支払報告書等に記載すべき事項を記録した光ディスク等により提出することができることとされています（地法317の6⑦）。

令和5年度税制改正においては、手続を簡素化し、電子的方法による提出を利用しやすくするため、この市町村長による事前承認を不要とすることとされています。

なお、この改正は、所得税における支払調書等の光ディスク等による提出について所轄税務署長の事前承認を不要とする見直しが行われることに合わせた改正であり、令和5年4月1日以後に提

出すべき給与支払報告書等について適用することとされています（地法附則14④）。

6 特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等の拡充

(1) 改正前の制度の概要

新たな事業分野の開拓を担うスタートアップ企業に対する資金供給を円滑なものとするため、個人投資家（エンジェル）による投資を促進するための税制として、所得税においては、対象となる中小会社の株式を取得した個人について、当該株式の取得段階及び譲渡段階における特例措置が講じられています。取得段階においては、対象企業への投資額全額をその年の株式譲渡益から控除する特例措置（措法37の13）と寄附金控除と同様に対象企業への投資額から2千円を控除した額をその年の総所得金額から控除する特例措置（措法41の19）のいずれかを選択適用できます（これらの特例措置により控除した額は取得価格から控除され、株式売却時に課税されます。）。譲渡段階においては、対象株式の売却により損失が生じたとき又は対象企業が上場しないまま破産、解散等をして株式の価値がなくなったときは、その年の他の株式譲渡益からその損失額を控除できるとともに、控除しきれなかった損失額については、翌年以降3年間にわたって繰越控除が可能です（措法37の13の2）。

個人住民税においては、譲渡段階の優遇措置についてのみ所得税と同様の措置を講じており（地法附則35の3）、取得段階の優遇措置については、個人住民税が地域社会の費用について住民が広く公平に負担を分任するという性格を有しており所得税と比べて政策的な控除を限定していること、また、スタートアップ企業への投資は、個人住民税の課税団体、すなわち投資家の住所地市町村が専ら利益を受けるものではないこと等を踏まえ、当初から講じられていません。

(2) 改正の内容

所得税においては、自らリスクを取って出資

する創業者の行為を金銭面から力強く後押しするとともに、特に資金の集まりにくい創業初期のプレシード・シード期におけるエンジェル投資家からのスタートアップへの出資をこれまで以上に支援する観点から、保有する株式を売却してスタートアップに再投資する場合の優遇税制を創設し、スタートアップへの資金供給を強化することとされました。租税特別措置法において、取得段階の措置として、中小企業等経営強化法第6条に規定する特定新規中小企業者がその設立の際に発行した株式の取得に要した金額をその年の株式譲渡益から控除する特例措置を設け（措法37の13の2）、これに伴い、譲渡段階の優遇措置についてもその対象を拡大することとされています（措法37の13の3）。

個人住民税については、これまでのエンジェル税制に係る上記経緯や要望省庁からの要望内容を踏まえ、今回も取得段階の特例措置は講じていない一方、譲渡段階の特例措置については、所得税の改正と合わせて対象範囲の拡大等の措置を講ずることとしています。具体的には、地方税法附則第35条の3第1項を改正し、特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等の対象に、特定新規中小企業者に該当する株式会社でその設立の日以後の期間が1年未満の株式会社であること等の要件を満たすものによりその設立の際に発行される株式（設立特定株式）を払込みにより取得をした納税義務者（当該株式会社の発起人であることその他の政令で定める要件を満たすものに限ります。）を追加することとされています。

(3) 施行期日・経過措置

本改正は、令和6年1月1日に施行することとし、地方税法附則第35条の3の規定は、個人住民税の所得割の納税義務者が改正法の施行日（令和5年4月1日）以後に払込みにより取得をする特定株式及び設立特定株式について適用し、個人住民税の所得割の納税義務者が施行日前に払込みにより取得をした特定株式について

は、なお従前の例によるとの経過措置が規定されています（改正地法附則4⑦、14⑥）。

7 その他

上記のほか、税負担軽減措置等に関し、以下の改正が行われました。

- (1) 肉用牛の売却による農業所得の課税の特例について適用期限を3年延長（地法附則6）
- (2) 短期所有土地の譲渡等をした場合の土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例について、適用停止措置の期限を3年延長（地法附則33の3）
- (3) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例について、一定の見直しを行った上、その適用期限を3年延長（地法附則34の2）

8 個人住民税における配偶者特別控除の適用に係る所要の措置

(1) 改正前の制度の概要

配偶者に係る控除の適用については、所得税において、夫婦のいずれか一方しか適用されない制度となっており、個人住民税においても基本的には同様です。しかし、扶養親族を有しない夫婦の一方（A）の合計所得金額が112万円超133万円以下で、かつ、もう一方（B）の合計所得金額が45万円超48万円以下であるという限定されたケースにおいて、個人住民税の計算上Aが配偶者控除の、Bが配偶者特別控除の適用を受けられることとなっています（所得税においては、同様のケースにおいて、Aが配偶者控除の適用を受ける一方、Bは所得税の基礎控除額が48万円のため、結果としてBは配偶者に係る控除の適用を受けません。）。

（注） 配偶者控除については、合計所得金額48万円以下の配偶者を有する者に適用があるところ、個人住民税の非課税限度額を考慮すると、夫婦がともに配偶者控除の適用を受けることは制度上あり得ません。また、配偶者特別控

除については、合計所得金額が48万円超133万円以下の配偶者を有する者に適用があるところ、夫婦がともに配偶者特別控除の適用を受けることは、条文上排除されています（地法34①十の二、314の2①十の二）。配偶者控除と配偶者特別控除についても、個人住民税の非課税限度額を考慮すると、制度上、ほとんどのケースにおいては夫婦が重複してこれらの控除を受けることはありませんが、上記の限られたケースにおいてのみ、重複して適用される場合が生じ得ることとなっていました。

(2) 改正の内容

上記のような配偶者控除と配偶者特別控除の重複適用については、平成29年度改正における配偶者特別控除の見直し（令和元年度分の個人住民税から適用）以降生じていたものと考えられますが、このことは、配偶者特別控除について夫婦が重複して適用を受けられない旨を規定していることとの整合性が取れないものと考えられます。今回の税制改正においては、課税の適正化を図る観点から、個人住民税の配偶者控除及び配偶者特別控除の適用関係を整理するための所要の措置を講ずることとされました。

具体的には、配偶者特別控除について、その対象から、その者の配偶者が配偶者控除の適用を受けている者を除く改正を行うこととされています（地法34①十の二、314の2①十の二）。この結果、上記のケースにおいては、個人住民税についても所得税と同様、Aのみが配偶者控除の適用を受けることとなります。

(3) 施行期日・経過措置

制度改正の周知期間や各地方団体におけるシステム改修も考慮し、本改正は、令和8年1月1日に施行し、令和8年度以後の年度分の個人住民税について適用することとされています（改正地法附則5、15）。

四 地方法人課税（法人住民税・法人事業税）

1 各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税の創設に伴う法人住民税の改正

所得合算ルール（IIR）に係る法制化に関して、法人税及び地方法人税において、各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税の創設及び特定基準法人税額に対する地方法人税の創設を行うこととされています。

特定多国籍企業グループ等に属する内国法人に対して、各対象会計年度の国際最低課税額について、各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税を課することとされています。各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税の額は、各対象会計年度の国際最低課税額（課税標準）に100分の90.7の税率を乗じて計算した金額です。また、特定多国籍企業グループ等に属する内国法人の各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税の申告及び納付は、各対象会計年度終了の日の翌日から1年3月以内に行うものとされています（ただし、当該対象会計年度の国際最低課税額（課税標準）がない場合は、当該申告を要しません。）。

特定多国籍企業グループ等に属する内国法人の各課税対象会計年度の特定基準法人税額（特定基準法人税額は、各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税の額としています。ただし、附帯税の額を除きます。）には、特定基準法人税額に対する地方法人税を課することとされています。特定基準法人税額に対する地方法人税の額は、各課税対象会計年度の特定基準法人税額（課税標準）に907分の93の税率を乗じて計算した金額です。特定基準法人税額に対する地方法人税の申告及び納付は、各課税対象会計年度終了の日の翌日から1年3月以内に行うものとされています。

これに対して、地方税では、法人住民税の課税標準である法人税額に各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税の額を含まないよう、各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税額を

除く改正を行うこととされています（地法23①四イ、292①四イ）。

この改正の施行期日は、令和6年4月1日とされています。

2 福島国際研究教育機構の設立に伴う所要の措置

令和4年5月に福島復興再生特別措置法が改正され、これに基づいて、福島国際研究教育機構が令和5年4月に設立される予定です。法人税では、同機構について、法人税法第2条第5号に規定する公共法人とすることから、法人事業税においても同機構の行う事業について、非課税とする措置を講ずることとされています（地法72の4①）。

この改正の施行期日は、令和5年4月1日とされています。

3 土地改良法の改正に伴う所要の措置

令和4年3月の土地改良法の改正により、土地改良区から一般社団法人又は認可地縁団体への組織変更制度が創設されましたが（施行は、改正土地改良法に規定する施行の日）、これに伴い、法人事業税について、次の措置などを講ずることとされました。

- (1) 公共法人（地方税法第72条の4第1項各号に掲げる法人）が収益事業を行う公益法人等（地方税法第72条の5第1項各号に掲げる法人）又は普通法人（公共法人及び公益法人等以外の法人（人格のない社団等を除きます。））に該当することとなった場合には、その事実が生じた法人の事業年度は、その事実が生じた日の前日に終了し、これに続く事業年度は、同日の翌日から開始するものとします（地法72の13⑤四）。
- (2) 公共法人が普通法人に該当することとなった場合のその該当することとなった日の属する事業年度においては、中間申告納付をすることを要しないものとします（地法72の26①）。

この改正の施行期日は、改正土地改良法に規定する施行の日とされています。

4 残余財産が確定した通算法人の確定申告書の提出期限の見直し

法人税における見直しと同様、通算法人の残余財産の確定の日が通算親法人の事業年度終了の日である場合におけるその通算法人の法人事業税の確定申告書の提出期限について、次の改正を行うこととされています（地法72の29、72の30）。

- (1) その通算法人の残余財産の確定の日の属する事業年度の法人の事業税の確定申告書の提出期限について、その事業年度終了の日から二月以内とすること。
- (2) その通算法人の残余財産の確定の日の属する事業年度について、法人の事業税の確定申告書の提出期限の延長の特例を適用できることとすること。

上記の改正は、令和5年4月1日以後に現行の提出期限が到来する法人事業税の確定申告書から適用されます。

5 電気事業法の改正に伴う所要の措置

令和4年5月の電気事業法の改正により、一定の要件を満たす蓄電用の電気工作物を用いて電気を放電する事業が電気事業法上の発電事業と位置付けられることに伴い（施行は、令和5年4月1日）、課税標準額の総額を関係都道府県に分割する際の電気供給業に係る基準について、所要の規定の整備を行うこととされています（地法72の48③）。

この改正の施行期日は、令和5年4月1日とし、施行日以後に終了する事業年度に係る法人事業税について適用されます。

6 個人事業税の特定非常災害の指定を受けた災害により生じた損失等を有する場合における損失金額の繰越期間の延長

所得税の改正を踏まえ、個人事業税においても、納税義務者の有する棚卸資産や事業用資産等につき特定非常災害の指定を受けた災害により生じた

損失（以下「特定被災事業用資産の損失」という。）を有する場合について、次に掲げるものの繰越期間を5年（現行：3年）に延長します（地法72の49の12）。

- (1) 特定非常災害発生年の年分の所得税につき青色申告書を提出している者でその有する事業用資産等（土地等を除きます。）のうちに特定被災事業用資産の損失額の占める割合が10%以上であるものは、特定非常災害発生年に生じた損失の金額及び特定非常災害発生年以外の年において生じた被災損失金額
- (2) 特定非常災害発生年の年分の所得税につき青色申告書を提出している者以外の者（白色申告者）でその有する事業用資産等（土地等を除きます。）のうちに特定被災事業用資産の損失額の占める割合が10%以上であるものは、特定非常災害発生年において生じた損失の金額のうち被災事業用資産の損失の金額に達するまでの金額及び特定非常災害発生年以外の年において生じた被災損失金額
- (3) その有する事業用資産等（土地等を除きます。）のうちに特定被災事業用資産の損失額の占める割合が10%未満の者（上記①及び②以外の者）は、被災損失金額

この改正の施行期日は、令和5年4月1日とされています。

7 デジタルトランスフォーメーション（DX）投資促進税制の見直し（法人住民税・法人事業税）

法人税では、情報技術事業適応設備を取得した場合等の特別償却又は税額控除制度（デジタルトランスフォーメーション（DX）投資促進税制）について、主務大臣の確認要件の見直しを行った上、その適用期限を2年延長することとしています。地方税では、特別償却制度を法人住民税及び法人事業税に、税額控除制度を中小企業者等に係る法人住民税に適用することとしています。法人税の見直し及び延長に伴い、今回の改正案では、下記（注）の内容などに係る所要の規定の整備を

行うものです（地法23①、292①、地法附則8⑪⑫）。

(1) 生産性の向上又は新需要の開拓に関する要件を、売上高が10%以上増加することが見込まれることとの要件に見直します。

(2) 取組類型に関する要件を、対象事業の海外売上高比率が一定割合以上となることと見込まれることとの要件に見直します。

(注) 令和5年4月1日前に認定の申請をした事業適応計画に従って同日以後に取得等をする資産については、本制度を適用しないこととされています。

8 銀行等保有株式取得機構に係る資本割の課税標準の特例措置の適用期限の延長

銀行等保有株式取得機構に係る法人事業税について、資本金等の額を10億円とみなす資本割の課税標準の特例措置の適用期限を3年延長することとされています（地法附則9③）。

この改正の施行期日は、令和5年4月1日とされています。

9 電気供給業に係る託送料金を控除する収入割の課税標準の特例措置の拡充及び適用期限の延長

電気供給業を行う法人の事業税の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、他の電気供給業を行う法人から託送供給を受けて電気の供給を行う場合の当該電気の供給に係る託送供給の料金として支払う金額に相当する収入金額を追加する課税標準の特例措置の適用期限を3年延長することとされています（地法附則9⑧一）。

また、令和2年6月の電気事業法の改正により、電気事業の種類として、配電事業が創設され（令和4年4月1日施行）、配電事業を行う法人（配電事業者）等が支払うこととなる配電事業に係る定期支払額についての電気事業会計規則上の位置付けが確定されたことなどを踏まえ、本特例措置を拡充することとしています。

具体的には、電気供給業を行う法人の事業税の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、次の場合における電気供給業を行う法人の一定の収入金額を追加する課税標準の特例措置を講ずるものです。

(1) 電気供給業を行う法人が配電事業者から託送供給を受けて電気の供給を行うとき（地法附則9⑧一）。

(2) 電気供給業を行う法人が配電事業を行う場合において、当該電気供給業を行う法人が、一般送配電事業者の供給区域内において託送供給を行い、かつ、当該一般送配電事業者に対して配電事業に係る定期支払額を支払うとき（地法附則9⑧二）。

(3) 電気供給業を行う法人が一般送配電事業を行う場合において、配電事業者が当該電気供給業を行う法人の供給区域内において託送供給を行い、かつ、当該電気供給業を行う法人が当該配電事業者に対して配電事業に係る定期支払額を支払うとき（地法附則9⑧三）。

この改正の施行期日は、令和5年4月1日とし、施行日以後に開始する事業年度に係る法人事業税について適用することとされています。

10 株式会社脱炭素化支援機構に係る資本割の課税標準の特例措置の創設

令和4年6月に地球温暖化対策の推進に関する法律が改正され、これに基づいて、株式会社脱炭素化支援機構が令和4年10月28日に設立されたところです。同機構は、政府から多額の出資を受け、同法に基づき全国の地方団体が担うこととされる責務に貢献すると見込まれることなどを踏まえ、同機構に係る法人事業税について、資本金等の額から政府の出資の金額を控除する資本割の課税標準の特例措置を5年間に限り講ずることとしています（地法附則9⑨）。

この改正の施行期日は、令和5年4月1日とし、施行日以後に開始する事業年度に係る法人事業税

について適用することとされています。

五 不動産取得税

1 不動産取得税に係る質問検査権の対象の明確化

不動産所得税においては、家屋の評価額の決定に当たり、評価に必要な図面等を取得するため、納税義務者等に対して、図面等の提出を求めることができることとされています（地法73の8①）。

この質問検査権について、家屋の評価に必要な図面等の収集に当たり、納税義務者が所有している図面等では不十分な場合があることを踏まえ、当該家屋の施工業者等からも図面等を入手することができることが法令上明確化されました。

この措置は、令和6年4月1日より施行されます。

2 不動産取得税の税負担軽減措置等

(1) 税負担軽減措置等の創設

① 福島国際研究教育機構に係る非課税措置

福島国際研究教育機構は、福島をはじめ東北地方の東日本大震災からの復興を実現するための夢や希望となるとともに、我が国の科学技術力・産業競争力の強化を牽引し、経済成長や国民生活の向上に貢献する、世界に冠たる「創造的復興の中核拠点」を目指し、令和5年4月に設立されました（福島復興再生特別措置法92等）。

福島国際研究教育機構は、政府や福島県及び福島県内の市町村のみが出資するものであるほか、原子力災害により深刻かつ多大な被害を受けた福島復興及び再生については、これまでも原子力政策を推進してきたことに伴う国の社会的な責任も踏まえて、国（復興庁）が中心となって進めてきたものであり、同機構はこの国の役割を承継する「創造的復興の中核拠点」であることから、地方税法第73条の3第1項に同機構を追加し、非課税独

立行政法人や国立大学法人等、日本年金機構と同様に不動産取得税の非課税措置を講じることとされました（地法73の3①）。

(2) 税負担軽減措置等の拡充

① 2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）の開催に伴う所要の措置

2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）の開催に向けて、昨年度の税制改正においては、（公社）2025年日本国際博覧会協会（以下「博覧会協会」といいます。）が博覧会の会場内において博覧会の用に供する家屋（パビリオン等）や、博覧会会場の周辺において交通を確保するために設置する家屋（シャトルバスターミナル等）を取得した場合におけるこれらの家屋の取得に対しては、不動産取得税を非課税とする措置を講じたところですが、令和5年度税制改正においては、パビリオン出展者、催事出展者等の参加企業による博覧会の会場内で博覧会の用に供する家屋（商業的な活動の用に供されるものを除きます。）の取得に対して、非課税措置を講じることとされました。

加えて、2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）においては、SDGs等の観点で、博覧会で使用する資産を企業等が博覧会協会等に譲渡せずは無償貸与し、当該企業等が博覧会終了後に当該資産を別に再度使用することも想定されるところ、税制上の取扱いにおいて無償譲渡と同様とするため、博覧会協会との間に家屋を博覧会協会に無償で貸し付けることを内容とする契約を締結した者が当該家屋を取得した場合における不動産取得税についても、非課税措置を講じることとされています。

なお、いずれの場合においても、博覧会の

終了の日から6月を経過する日においてこれらの家屋を所有している時は、同日においてこれらの家屋の取得があったとみなし、これらの家屋の所有者を取得者とみなして不動産取得税を課することとされています（地法附則10の2②③、地令附則6の17、地規附則3の2の6）。

- ② 都市再生特別措置法に規定する認定事業者が特定都市再生緊急整備地域・都市再生緊急整備地域において取得する公共施設等に係る課税標準の特例措置の拡充及び延長

都市再生特別措置法に規定する認定事業者が、国土交通大臣が認定した民間都市再生事業計画に基づき、当該計画に係る事業区域内における都市再生事業の用に供する不動産を取得した場合には、当該取得が令和5年3月31日までの間に行われたときに限り、不動産取得税の課税標準について、都市再生緊急整備地域では当該不動産の価格の5分の1を参酌して10分の1以上10分の3以下の範囲内において条例で定める割合に相当する額を、特定都市再生緊急整備地域では当該不動産の価格の2分の1を参酌して5分の2以上5分の3以下の範囲内において条例で定める割合に相当する額を控除する特例措置が講じられています。

本特例措置は、収益事業を行う大手民間事業者等に対する軽減措置であり、不断の見直しが必要ですが、一方で、本特例措置の対象となる地域では、広場や緑地などの公共施設を整備することが認定要件となっており、不特定多数の者が利用する区域が公共性ある空間として形成されることは一定の公益性は認められます。

今回の改正では、都市再生緊急整備地域における認定事業の事業区域面積要件は、原則1ha以上となっているところ、デジタル田園都市国家構想の実現に向け、地方都市のイノベーション力強化を図ることが引き続き重要である中で、地方都市においては、人口・

経済規模等の要因により、大都市と比較して床需要が少ないことを踏まえ、地方都市における民間都市再生事業を促進し、都市の更なる魅力の向上・地域経済の活性化を図るため、都市再生緊急整備地域における認定事業の事業区域面積要件を0.5ha以上に緩和した上で、適用期限を令和8年3月31日まで3年延長することとされました。

なお、面積要件の緩和に際しては、地域の魅力発信や多様な働き方の実現等に資する機能を備えていることを事業認定要件に追加する一定の縮減措置をあわせて講じることとされているほか、この緩和は、地方都市での活用を念頭に置いたものであり、東京一極集中是正の観点から、東京23区については面積要件緩和の対象から除外されました（地法附則11⑦、地令附則7⑪、地規附則3の2の13）。

- ③ 特例事業者等が営む不動産特定共同事業により取得する不動産に係る課税標準の特例措置の拡充等及び延長

不動産特定共同事業法に規定する小規模不動産特定共同事業者、特例事業者又は適格特例投資家限定事業者が同法に基づく不動産特定共同事業契約に係る不動産取引の目的となる一定の不動産を取得した場合には、当該取得が令和5年3月31日までに行われたときに限り、不動産取得税の課税標準について、当該不動産の価格の2分の1に相当する額を価格から控除する特例措置が講じられています。

本特例は、地方の既存不動産への投資を助長し、地方での良質な都市ストックの形成や、空き家等の利活用が促進されるという点で一定の公益性が認められることから、保育所を新たに適用対象に加える一方で劇場を適用対象から除外する拡充等を行った上で、適用期限を令和7年3月31日まで2年延長することとされました（地法附則11⑫、地令附則7⑬）。

- (3) 税負担軽減措置等の延長

- ① 預金保険法等に規定する協定銀行が破綻金

融機関等及び破綻保険会社等からの事業譲渡等に伴い取得する不動産に係る非課税措置の延長

金融機関の破綻処理を円滑に進めるため、協定銀行が預金保険機構と締結した協定の定めにより、内閣総理大臣のあっせんを受けて行う破綻金融機関の事業の譲受け又は預金保険機構の委託を受けて行う資産の買取り等により取得した不動産について、当該あっせん又は委託の申出が令和5年3月31日までに行われたときに限り、不動産取得税を非課税とする措置が講じられています。また、保険会社の破綻処理を円滑に進めるため、協定銀行が保険契約者保護機構の委託を受けて行う資産の買取り等により取得した不動産についても、当該委託の申出が令和5年3月31日までに行われたときに限り、不動産取得税を非課税とする特例措置が講じられています（地法附則10①③）。

これらの特例措置については、平成15年以降は実績がありませんが、預金保険法等に基づくセーフティーネットのための措置であり、公益性も高いことから、その適用期限を令和7年3月31日まで2年延長することとされています。

- ② 整備新幹線の開業に伴い JR 旅客会社から経営分離される並行在来線の鉄道施設に係る非課税措置の延長

整備新幹線の開業に伴い JR 旅客会社から経営分離されたいわゆる並行在来線に係る鉄道資産について、令和5年3月31日までの間に JR 旅客会社から譲り受けた鉄道事業の用に供する土地・家屋に係る不動産取得税を非課税とする特例措置が講じられてきたところです。

本特例措置については、令和12年度末に北海道新幹線の新函館北斗－札幌間が開業予定であり、これに伴い JR 旅客会社からの並行在来線の分離について JR 北海道や関係地方公共団体において検討されていることを踏ま

え、並行在来線の経営を取り巻く環境が非常に厳しいことなどから、適用期限を令和13年3月31日まで8年延長することとされました（地法附則10②）。

- ③ 農地中間管理事業の推進に関する法律に規定する農用地利用集積等促進計画等により取得する農用地区域内の土地に係る課税標準の特例措置の延長

農地中間管理事業の推進に関する法律等に基づく農用地利用集積等促進計画は、農用地に係る利用権の設定・移転や所有権の移転を計画的かつ簡素な手続で行うことにより、農業経営の効率化、規模拡大等を促進し、それぞれの地域の実情に応じた農用地の有効活用を図ることを目的に作成されるものであり、農用地等の賃借、売買等を明らかにした農用地利用集積等促進計画を作成し、農業委員会の決定を経て公告された同計画に基づいて農用地区域内の土地を取得する場合には、当該取得が令和5年3月31日までに行われたときに限り、不動産取得税の課税標準から当該土地の価格の3分の1に相当する額を控除する特例措置が講じられています。

本特例措置については、令和5年度までに全農地面積の8割を認定農業者等の担い手に集約することを目標としているところ、令和4年3月末の集積率が6割弱にとどまっており、意欲ある担い手に農地を集約することには一定の公益性があり、更なる農地の集約を図るため、本特例措置の適用期限を令和7年3月31日まで2年延長することとされました（地法附則11①）。

- ④ Jリート・特定目的会社に係る課税標準の特例措置の延長

不動産の流動化を促進するため、資産の流動化に関する法律に規定する特定目的会社が、同法に規定する資産流動化計画に基づき一定の不動産を取得する場合、又は投資信託及び投資法人に関する法律に規定する信託会社等が、同法に規定する投資信託のうち一定のも

の引き受けにより不動産を取得した場合には、当該取得が令和5年3月31日までの間に行われたときに限り、不動産取得税の課税標準から当該不動産の価格の5分の3に相当する額を控除する特例措置が講じられています。また、投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資法人が、同法に規定する規約に従い一定の不動産を取得した場合においても、当該取得が令和5年3月31日までの間に行われたときに限り、不動産取得税の価格の5分の3に相当する額を控除する特例措置が講じられてきたところです。

これらの特例については、収益事業者に対する異例の措置であり、対象資産も店舗やオフィスなど必ずしも公益的施設に限定していないことから、延長の是非については慎重な検討を行ったところですが、「2030年頃までにリート等の資産総額を40兆円とする」（新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画フォローアップ）とする政府目標の達成に向け、その適用期限を令和7年3月31日まで2年延長することとされました（地法附則11③④⑤）。

⑤ 公益社団法人及び公益財団法人が取得する能楽堂に係る課税標準の特例措置の延長

公益社団法人又は公益財団法人が重要無形文化財の公演のための施設（重要無形文化財を公演するための専用の舞台を備えた施設に限ります。）の用に供する不動産を取得する場合には、当該取得が令和5年3月31日までに行われたときに限り、不動産取得税の課税標準について、当該不動産の価格の2分の1に相当する額を控除する特例措置が講じられています。

本特例措置については、これまで適用実績がありませんでしたが、今後適用が見込まれる案件があること、また、対象となる法人は一般に資力が乏しい団体であること等を考慮し、その適用期限を令和7年3月31日まで2年延長することとされました（地法附則11⑨）。

⑥ 農業協同組合等が農業近代化資金等の貸付けを受けて取得する共同利用施設に係る課税標準の特例措置の延長

農業協同組合等が、農業近代化資金（政府又は都道府県の利子補給に係るものに限ります。）等の一定の貸付けを受けて、農林漁業経営の近代化又は合理化のための共同利用施設を取得した場合には、当該取得が令和5年3月31日までに行われたときに限り、不動産取得税の課税標準について、当該共同利用施設の価格に当該共同利用施設の取得価格に対する当該貸付けを受けた額の割合（2分の1を上限とする。）を乗じて得た額を控除する特例措置が講じられています。

本特例措置については、毎年度一定の適用実績があり、農業者等の経営合理化等を支援する必要性は一定程度認められることから、その適用期限を令和7年3月31日まで2年延長することとされました（地法附則11⑩）。

⑦ 災害ハザードエリアからの移転により取得した不動産に係る課税標準の特例措置の延長

災害の頻発化・激甚化に対応し、人的・物的被害の軽減を図るため、災害の危険性が高いエリアから、比較的安全性の高いエリアへの移転促進を図ることを目的として、都市再生特別措置法に規定する居住誘導区域等権利設定等促進計画の公告によって取得された居住誘導区域等権利設定等促進区域内にある不動産について、当該取得が令和5年3月31日までに行われた場合に限り、不動産取得税の課税標準について、不動産の価格の5分の1に相当する額を控除する特例措置が講じられています（地法附則11⑪）。

本特例措置については、創設から間がなく適用実績は未だありませんが、今後の適用が見込まれること、災害の危険性が高いエリアからの移転促進には一定の公益性が認められることから、その適用期限を令和7年3月31日まで2年延長することとされました（地法

附則11⑯)。

⑧ 買取再販事業者が取得する不動産に係る税額の減額措置の延長

宅地建物取引業者が取得した既存住宅及び当該既存住宅の用に供する土地について、一定の増改築を行った上、取得の日から2年以内に耐震基準適合要件を満たすもの等として個人に販売し、当該個人が自己の居住の用に供した場合、宅地建物取引業者による当該住宅又は土地の取得が令和5年3月31日までの間に行われたときに限り、以下の特例措置が講じられています。

イ 住宅に対しては、当該取得に係る不動産取得税の税額から、当該住宅の新築時に新築住宅に係る課税標準の特例措置により控除することとされていた額(1,200万円等)に税率を乗じて得た額を減額

ロ 土地に対しては、当該取得に係る不動産取得税の税額から、150万円又は当該土地のうち当該住宅の床面積の2倍の面積に相当する部分(最大で200㎡)の価格のいずれか大きい額に税率を乗じて得た額を減額
本特例措置の創設以降、買取再販の販売戸数は伸びており、一定の効果が認められること、政府では引き続き既存住宅流通・リフォーム市場の活性化を目指すこととしていることから、その適用期限を令和7年3月31日まで2年延長することとされました(地法附則11の4②④)。

(4) 税負担軽減措置等の整理合理化

① 新築のサービス付き高齢者向け賃貸住宅に係る課税標準の特例措置及び当該住宅の用に供する土地に係る税額の減額措置の縮減及び延長

バリアフリー構造等を有し、高齢者を支援する福祉サービスを提供するサービス付き高齢者向け住宅(1戸あたり床面積が30㎡以上180㎡以下のもの)に限り、その土地を取得した場合に

は、当該新築又は取得が令和5年3月31日までに行われたときに限り、新築住宅に係る課税標準の特例措置(課税標準から1,200万円を控除)及び当該住宅の用に供する土地に係る税額の減額措置(150万円又は当該土地のうち当該住宅の床面積の2倍の面積に相当する部分(最大で200㎡)の土地の価格のいずれか大きい価格に税率を乗じて得た額を減額)が講じられています。

サービス付き高齢者向け住宅の登録数は順調に伸びていますが、政府が定める高齢者向け住宅の供給目標には未達であり、高齢者が安心して暮らせる質の高い住宅の確保は引き続き重要であること、近年床面積の大きいサービス付き高齢者向け住宅の新築実績が僅かであることから、床面積要件の上限を180㎡から160㎡に見直した上で、適用期限を令和7年3月31日まで2年延長することとされました(地法附則11⑪、11の4①、地令附則7⑮⑯、8)。

(5) 税負担軽減措置等の廃止

① 心身障害者を多数雇用する事業所が助成金を受けて取得する事業用施設に係る税額の減額措置の廃止

心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が、障害者の雇用の促進等に関する法律第49条第1項第6号の助成金等の支給を受けて一定の事業用施設を取得し、当該取得の日から引き続き3年以上当該事業所の事業の用に供した場合には、当該取得が令和5年3月31日までに行われたときに限り、不動産取得税の税額から当該施設の価格の10分の1に相当する額に税率を乗じて得た額を減額する特例措置が講じられています。

本特例措置の適用実績は低調であるほか、今後の方向性として、雇用される障害者の数だけでなく、職場定着やキャリア形成の支援の促進等、雇用の質を図っていく観点からの施策を総合的に行っていく必要があることを

踏まえ、適用期限の延長は行わず廃止することとされました（旧地法附則11の4①、旧地令附則9）。

- ② 東日本大震災による津波被災区域で実施する土地改良事業の換地計画に基づき取得する創設農用地換地に係る課税標準の特例措置の廃止

東日本大震災の津波被災区域を含む地域において、土地改良法の規定による換地計画で特別減歩又は不換地見合いの創設農用地換地

を定め、これを事業実施区域外の農業者が取得する場合には、当該取得が令和5年3月31日までに行われたときに限り、不動産取得税の課税標準について、当該創設農用地換地の価格の3分の1に相当する額を控除する特例措置が講じられています。

本特例措置については、未だ適用実績がなく、今後の適用見込みもないことから、適用期限の延長は行わず廃止することとされました。

六 軽油引取税

「日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定」に基づく課税免除の特例措置の創設

日本とオーストラリアは、平成19年3月に「安全保障協力に関する日豪共同宣言」を發出して以降、自衛隊とオーストラリア国防軍との間の共同訓練や災害救助等を通じた協力が一層緊密化しています。これらの活動を円滑に実施するため、日豪両政府は、平成26年7月の日豪首脳会談において、日豪間で各種手続や法的地位等について定めるため、協定交渉の開始を決定しました。

これを受け、平成31年度与党税制改正大綱（平成30年12月14日）において「日豪円滑化協定（仮称）の締結を前提に、オーストラリア国防軍等が軽油の輸入をする場合及び国内において軽油の引取りを行う場合については、同協定において認められる範囲内で軽油引取税を免除する。」とされたところです。

その後も両国間で協定に係る交渉が断続的に続けられ、令和4年1月、「日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定」の署名が岸田首相とモリソン豪首相との間で行われました。

日豪円滑化協定は、日豪の一方の国の部隊が他方の国を訪問して協力活動を行う際の手続及び同

部隊の地位等を定める協定であり、軽油引取税に関連する規定として、訪問部隊であるオーストラリア軍隊が税の免除を受けて公用のための軽油を日本国内に輸入することができ、また、日本の自衛隊と同等の条件で公用のための軽油を日本国内で取得することができる旨、定められています。

軽油を日本国外から輸入する場合、地方税法第144条の3によるみなす課税が適用され軽油引取税が課されるため、オーストラリア軍隊が公用に供する軽油を輸入する場合にはみなす課税を適用しないこと、オーストラリア軍隊が輸入した公用に供する免税軽油又は燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として消費する場合には、地方税法第144条の2第5項の保有者課税を適用しないこととされました。また、オーストラリア軍隊が輸入した公用に供する燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として消費する場合の道府県知事の承認を不要とする措置を講じることとされました（地法144の3⑤、144の6の2、144の32⑨）。

オーストラリア軍隊が日本国内で軽油を取得する場合の軽油引取税については、日豪円滑化協定上、自衛隊と同等の条件で軽油引取税を免除することとされていることから、オーストラリア軍隊が艦船等の船舶の動力源に供するための軽油の引取りのほか、通信の用に供する機械等の電源又は動力源に供する軽油の引取りについて、令和6年3月31日までに引取りが行われる場合は、自衛隊

と同様に課税を免除することとされました。

オーストラリア軍隊が日本国内で取得した艦船等の船舶の動力源に供する免税軽油を自衛隊に譲渡する場合については、物品役務相互提供協定(ACSA)及び重要影響事態安全確保法等に基づく軽油引取税の特例措置として自衛隊から締結国等外国の軍隊等に対する免税軽油の譲渡についてみなす課税を適用しないこととしていることとの

整合性を図るため、令和6年3月31日までに行われる免税軽油の譲渡についてはみなす課税を適用しないこととし、オーストラリア軍隊が自衛隊に当該譲渡を行った場合には、道府県知事に対して譲渡に関する事実及びその数量を報告する所要の措置を講じることとされました(地法附則12の2の7①⑦⑧)。

七 自動車税・軽自動車税

1 環境性能割の税率区分の見直し

自動車税・軽自動車税環境性能割の税率区分については、法律上、2年ごとに見直しを行うこととされています。令和5年度税制改正においては令和5年4月1日以降の税率区分を新たに設定することとしていますが、後述のとおり、今般の地方税法改正案においては通例どおりの2年ではなく、3年分の税率区分について定めることとしています(地法149、157、446、451)。

まず、現行の税率区分について、新型コロナウイルス感染症等を背景とした半導体不足等により、自動車の納期の遅延が発生している状況を踏まえ、異例の措置として、令和5年12月末まで据え置くこととしています。なお、令和3年度改正により、クリーンディーゼル車をガソリン車と同様に取扱いすることとされた際、激変緩和措置として令和3年度及び4年度に係る経過措置が定められていましたが、前述の据え置きに伴い、令和4年度に係る経過措置については、令和5年末まで延長することとされています。

また、税率区分の引上げについては、この据え置き期間を勘案しつつ、2035年までに乗用車新車販売を電動車100%とする政府目標と整合させ、電動車の一層の普及促進を図る観点から、燃費基準達成度に係る要件について、3年間で段階的に引き上げることとしています。

乗用車以外については、目標年度の徒過した燃費基準を用いている場合にはこれを新しいものに

切り替えつつ、併せて税率区分の引上げを行うこととした結果、バス・トラックも含めた具体的な改正の内容は、以下のとおりです。

(1) 乗用車

税率区分の引上げを令和6年1月1日と令和7年4月1日の2段階で行うこととし、自家用乗用車に係る軽減対象車(自動車税については税率2%、軽自動車税については税率1%が適用される車両)の要件について、令和12年度燃費基準達成度で15%分引き上げることとしました。営業用乗用車については、自家用乗用車に準じて税率区分の見直しを行うこととし、令和7年4月1日以降の軽減対象車の要件で見れば、登録車・軽自動車とも、自家用乗用車と比較して、令和12年度燃費基準達成度で5%分低い達成度を必要とすることとしました。

(2) バス(軽量車・中量車)

バス(軽量車)については、直近の販売実績がなかったことから、令和6年1月1日の税率区分の引上げにおいて、併せて中量車の区分に統合することとし、さらに、従来の平成27年度燃費基準に代えて令和4年度燃費基準を導入することとしました(令和7年4月1日の引上げはありません)。

(3) トラック(軽トラック・軽量車・中量車)

令和6年1月1日の税率区分の引上げにおい

て、平成27年度燃費基準に代えて令和4年度燃費基準を導入することとしました（令和7年4月1日の引上げはありません。）。

(4) **トラック・バス（重量車）**

令和6年1月1日に1度目の税率区分の引上げを行った上で、令和7年4月1日にも引上げを行うこととし、併せて平成27年度燃費基準に代えて令和7年度燃費基準を導入することとしました。

(5) **次回の見直しを3年後とすること**

前述七の冒頭で述べたとおり、従来の地方税法の規定に基づく場合、今般の令和5年度税制改正の次の見直しのタイミングは2年後の令和7年度税制改正となります。しかし、これまで説明してきたとおり、今般の改正では、現行の税率区分を令和5年末まで維持し、その後は3

年間で段階的に税率区分を引き上げることとしていることから、次回の見直しは既存の法の規定にかかわらず、令和8年度税制改正に向けて行われることを改正法の附則で規定することとしています（改正地法附則11④⑤、17④⑤）。

(6) **その他の留意点**

なお、今回の改正法案における環境性能割に係るその他の留意点としては、

- ・ 上記(2)で触れた車両区分の統合に併せて、地方税法中の規定の順序についても自動車重量税法の例にならって整理することとしています。
- ・ また、既に令和3年末までの適用期間が終了している環境性能割の臨時的軽減の根拠規定を削除することとしています（地法附則12の2の10②、12の2の12②、29の8の2、29の18③）（資料4）から（資料7）。

(資料4)

環境性能割の税率区分の見直し（乗用車）（案）

区分	【現行】				【R6.1以降】				【R7.4以降】			
	税率				税率				税率			
	登録車		軽自動車		登録車		軽自動車		登録車		軽自動車	
	自家用	営業用	自家用	営業用	自家用	営業用	自家用	営業用	自家用	営業用	自家用	営業用
電気自動車等	85%	75%	75%	75%	85%	80%	80%	80%	95%	90%	80%	
ガソリン車・クリーンディーゼル車等	75%	65%	60%	60%	80%	70%	70%	70%	85%	80%	80%	75%
	2030年度基準100%達成	60%	60%	55%	70%	60%	60%	60%	75%	70%	70%	70%
	95%達成								非課税			
	90%達成									非課税		
	85%達成	非課税			非課税				1%			
	80%達成				1%	非課税	非課税	非課税		1% →0.5%	非課税	非課税
	75%達成	1%	非課税	非課税	非課税				2%		1%	1% →0.5%
	70%達成					2%	1% →0.5%	1%	1% →0.5%		2%	2% →1%
	65%達成		1% →0.5%							2% →1%		
	60%達成	2%	2% →1%	1%	1% →0.5%		2% →1%	2%	2% →1%			
55%達成			2%	2% →1%								
上記以外 又は 2020基準未達成車	3%	3% →2%	3% →2%	3% →2%	3%	3% →2%	3% →2%	3% →2%	3%	3% →2%	3% →2%	3% →2%

※矢印の税率は、附則により読替えられる税率（当分の間の措置）

(資料 5)

環境性能割の税率区分の見直し (軽量・中量バス) (案)

軽量：販売実績なしのため統合、中量：10%相当切上げ ※軽量：GVW≤2.5t、中量：2.5t<GVW≤3.5t、重量：3.5t<GVW (GVW=車両総重量)
 【現行(令和3、4年度)】 【改正案(令和5～7年度)】 ※R5末までは現行区分を据置き

区分	税率		
	排ガス要件	燃費要件	
電気自動車、燃料電池自動車 天然ガス自動車、プラグインハイブリッド車		非課税	
ガソリン・ディーゼル車	★★★★	2020年度基準 105%達成～	1%
	★★★★ H21規制適合	2020年度基準 100%達成～	
	★★★★ H30規制適合/H21規制▲10%	2015年度基準 115%達成～	2%
	★★★★ H21規制適合	2015年度基準 110%達成～	
	★★★★ H30規制適合/H21規制▲10%	2015年度基準 110%達成～	3%
	★★★★ H21規制適合	2015年度基準 105%達成～	
	★★★★ H30規制適合/H21規制▲10%	2015年度基準 105%達成～	
上記以外		3%	

区分	税率		
	排ガス要件	燃費要件	
電気自動車、燃料電池自動車 天然ガス自動車、プラグインハイブリッド車		非課税	
ガソリン・ディーゼル車	★★★★	2020年度基準 110%達成～	1%
	★★★★ H21規制適合	2020年度基準 105%達成～	
	★★★★ H30規制適合/H21規制▲10%	2020年度基準 100%達成～	2%
	★★★★ H21規制適合	2020年度基準 100%達成～	
	上記以外		3%

※現行の税率区分では、軽量区分はガソリン車のみ。
 表中の税率は、自家用車の税率による。
 2015年度基準120%達成 → 2020年度基準100%達成に相当。

- 注1 営業用車に係る適用税率は、当分の間、3%とあるのは2%、2%とあるのは1%、1%とあるのは0.5%とされている。
 2 天然ガス自動車に適用する排ガス要件：H30規制適合又はH21規制からNOx10%低減達成。
 3 H30規制：ガソリン車、ディーゼル車又は天然ガス自動車（乗用車・軽中量車）において、平成30年以降に適用される排出ガス規制。
 4 H21規制：ディーゼル車において、平成21年（3.5t超12t以下）の場合は平成22年）以降に適用される排出ガス規制。「H21規制▲10%」は、H21規制からNOx・PM10%低減達成。
 5 ★★★★★：ガソリン車に適用する排ガス要件。H30規制からNOx50%低減達成又はH17規制からNOx75%低減達成。
 6 ★★★★★：ガソリン車に適用する排ガス要件。H30規制からNOx25%低減達成又はH17規制からNOx50%低減達成。

(資料 6)

環境性能割の税率区分の見直し (軽・軽量・中量トラック) (案)

軽・軽量：5%相当切上げ、中量：10%相当切上げ ※軽量：GVW≤2.5t、中量：2.5t<GVW≤3.5t、重量：3.5t<GVW (GVW=車両総重量)
 【現行(令和3、4年度)】 【改正案(令和5～7年度)】 ※R5末までは現行区分を据置き

区分	税率		
	排ガス要件	燃費要件	軽 軽量 中量
電気自動車、燃料電池自動車 天然ガス自動車、プラグインハイブリッド車		非課税	非課税
ガソリン・ディーゼル車	★★★★	2015年度基準 125%達成～	1%
	★★★★ H21規制適合	2015年度基準 120%達成～	
	★★★★ H30規制適合/H21規制▲10%	2015年度基準 115%達成～	2%
	★★★★ H21規制適合	2015年度基準 110%達成～	
	★★★★ H30規制適合/H21規制▲10%	2015年度基準 110%達成～	3%
	★★★★ H21規制適合	2015年度基準 105%達成～	
	★★★★ H30規制適合/H21規制▲10%	2015年度基準 105%達成～	
上記以外		3%	

区分	税率		
	排ガス要件	燃費要件	軽 軽量 中量
電気自動車、燃料電池自動車 天然ガス自動車、プラグインハイブリッド車		非課税	非課税
ガソリン・ディーゼル車	★★★★	2022年度基準 105%達成～	1%
	★★★★ H21規制適合	2022年度基準 100%達成～	
	★★★★ H30規制適合/H21規制▲10%	2022年度基準 95%達成～	2%
	★★★★ H21規制適合	2022年度基準 95%達成～	
	上記以外		3%

※現行・改正案のいずれも、軽・軽量区分はガソリン車のみ。
 表中の税率は、自家用車の税率による。
 2015年度基準125%達成 → 2022年度基準100%達成に相当。
 軽自動車に係る適用税率は、当分の間、3%→2%とされている。

- 注1 営業用車に係る適用税率は、当分の間、3%とあるのは2%、2%とあるのは1%、1%とあるのは0.5%とされている。
 2 天然ガス自動車に適用する排ガス要件：H30規制適合又はH21規制からNOx10%低減達成。
 3 H30規制：ガソリン車、ディーゼル車又は天然ガス自動車（乗用車・軽中量車）において、平成30年以降に適用される排出ガス規制。
 4 H21規制：ディーゼル車において、平成21年（3.5t超12t以下）の場合は平成22年）以降に適用される排出ガス規制。「H21規制▲10%」は、H21規制からNOx・PM10%低減達成。
 5 ★★★★★：ガソリン車に適用する排ガス要件。H30規制からNOx50%低減達成又はH17規制からNOx75%低減達成。
 6 ★★★★★：ガソリン車に適用する排ガス要件。H30規制からNOx25%低減達成又はH17規制からNOx50%低減達成。

(資料7)

環境性能割の税率区分の見直し (重量バス・トラック) (案)

R6.1～：5%切上げ、R7.4～：5%相当切上げ

※軽量：GVW≦2.5t、中量：2.5t<GVW≦3.5t、重量：3.5t<GVW (GVW=車両総重量)

【現行 (令和3、4年度)】

区 分			税 率	
排ガス要件	燃費要件			
電気自動車、燃料電池自動車 天然ガス自動車、 プラグインハイブリッド車			非課税	
ディーゼル車	H28規制適合／ H21規制▲10%	2015年度基準 110%達成～		
	H28規制適合／ H21規制▲10%	2015年度基準 105%達成～		1%
	H28規制適合／ H21規制▲10%	2015年度基準 100%達成～		2%
上記以外			3%	

【改正案 (令和5～7年度)】

※R5末までは現行区分を据置き

区 分			税 率 (R6.1以降)	区 分		税 率 (R7.4以降)
排ガス要件	燃費要件			燃費要件		
電気自動車、燃料電池自動車 天然ガス自動車、 プラグインハイブリッド車			非課税	同左		非課税
ディーゼル車	H28規制適合／ H21規制▲10%	2015年度基準 115%達成～		2025年度基準 105%達成～		
	H28規制適合／ H21規制▲10%	2015年度基準 110%達成～		2025年度基準 100%達成～	1%	
	H28規制適合／ H21規制▲10%	2015年度基準 105%達成～		2025年度基準 95%達成～	2%	
上記以外			3%	上記以外		3%

※現行・改正案のいずれも、表中の税率は、家用車の税率による。
2015年度基準115%達成 → 2025年度基準100%達成に相当。

(各行の排ガス要件は変更なし)

- 注1 営業用車に係る適用税率は、当分の間、3%とあるのは2%、2%とあるのは1%、1%とあるのは0.5%とされている。
 2 天然ガス自動車に適用する排ガス要件：H30規制適合又はH21規制からNOx10%低減達成。
 3 H28規制：ディーゼル車において、平成28年（3.5t超7.5t以下の場合は平成30年）以降に適用される排出ガス規制。
 4 H21規制：ディーゼル車において、平成21年（3.5t超12t以下の場合は平成22年）以降に適用される排出ガス規制。「H21規制▲10%」は、H21規制からNOx・PM10%低減達成。

2 種別割のグリーン化特例の延長

自動車税・軽自動車税種別割のグリーン化特例については、1で述べた環境性能割の直しと併せて、より環境性能の優れた自動車の普及を後押ししていく観点から、従前からの軽課措置などを基本的に維持しつつ、その適用期限を3年延長することとされました（地法附則12の3、30）。

ただし、令和3年度改正における適用対象の重点化後も、燃費性能等によるグリーン化特例（軽課）が残存していた営業用乗用車については、引

き続きコロナによる影響を受ける業界の状況も勘案した上で、自動車税種別割の税率を概ね50%（軽自動車税にあっては25%）軽減する措置は令和6年度まで、概ね75%（軽自動車税にあっては50%）軽減する措置は令和7年度までに限り、延長することとされました。営業用乗用車に係るこれらの特例は、令和5年度与党税制改正大綱において、それぞれ前述の年度をもって廃止することとされており、今後の延長は予定されていません（資料8）。

(資料 8)

自動車税・軽自動車税のグリーン化特例の延長・見直し (案)

- 低炭素社会の実現や地域における環境対策のため、より燃費性能等の優れた自動車の普及を促進する観点から、新車に係る翌年度の自動車税種別割・軽自動車税種別割の税率を燃費性能等に応じて軽減し、初回新規登録から一定年数を経過した自動車の税率を重くする制度。
- 環境性能割と併せて、より環境性能の良い普及を後押しする観点から、グリーン化特例の適用期限を3年延長。
- これまでの累次の税制改正において、軽課の適用対象を電気自動車等に限定するとされてきたこと等を踏まえ、営業用乗用車について、その適用対象車を段階的に重点化する。

グリーン化特例・経年車重課の見直し (案) 取得期間 (軽課)：令和5年4月1日～令和8年3月31日 (3年延長)

特例割合		適用対象車
軽課 (取得翌年度)	75%軽減	電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド車、天然ガス自動車
	登録車 75%軽減 軽自動車 50%軽減	2030年度基準90%達成 (営業用乗用車のみ) →令和7年度取得分までを対象とし、それ以降は延長しない。
	登録車 50%軽減 軽自動車 25%軽減	2030年度基準70%達成 (営業用乗用車のみ) →令和6年度取得分までを対象とし、それ以降は延長しない。
重課	登録車 15%重課 (バス・トラックは10%重課) 軽自動車 20%重課	ガソリン車 (13年超、ハイブリッド車は含まない)、ディーゼル車 (11年超)

※ 上記に加え、一定の排ガス性能及び2020年度燃費基準達成を要求。

令和3年度税制改正大綱 (R2.12.10)

・自動車税及び軽自動車税の種別割のグリーン化特例 (軽課) については、環境性能割を補完する制度であることを踏まえ、クリーンディーゼル車を対象から除くとともに、適用対象を電気自動車等に限定していない種別においても、重点化及び基準の切り替えを行った上で2年間延長する。また、次の期限到来に向けて、経済の状況などを考慮しつつ、更なる重点化を引き続き検討する。

3 燃費・排ガス不正行為への対応

令和4年3月以降発覚した、一部の自動車メーカーによる燃費性能及び排出ガス性能に係る不正行為については、環境性能により優遇を行う税制措置の根幹を揺るがすものであり、社会的影響も大きいことから、再発抑止策を強化することとしています (地法附則12の2の11、12の5、29の9、30の2)。

具体的には、不正により生じた納付不足額に係る納税義務を、当該不正を行ったメーカーに負わせる特例規定について、納付不足額を徴収する際に加算する割合を、現行の10%から35%へ引き上げることとしています。

なお、地方税法のこれまでの改正においては、加算金の加算割合の引上げに係る改正を行う際には、納税義務者の予見可能性を考慮し、当該改正の公布から施行までの間を一定期間確保すること

としています (例：不申告加算金の引上げ (平成18))。これを踏まえ、上記の改正の施行日を令和6年1月1日とするとともに、その適用については、令和6年1月1日以後に取得された車両に対して課する環境性能割並びに令和5年度分の令和6年1月1日以後に納税義務が発生した者に課する種別割及び令和6年度以後の年度分の種別割を対象とすることとしました。

また、メーカーが納付することとなった納付不足額及びこれに加算される額については、当該メーカーの不正が原因で生じたものであり、当該額を、法人税の額の計算において損金算入すると課税所得がその分だけ減算され (税負担が減少することとなる)、罰則的な効果を減殺する結果となります。そのため、今般の改正法案においては、再発抑止策の強化の趣旨に照らして、損金不算入の対象に追加することとしています。

4 日豪円滑化協定締結に伴う非課税措置

日豪円滑化協定は、日本・オーストラリアの一方の国の部隊が、他方の国を訪問して協力活動を行う際の手続及び同部隊の地位等を定める協定です。平成31年度与党税制改正大綱においては、当該協定の締結を前提として、「オーストラリア国防軍等が取得し、又は所有する自動車」に係る自動車税・軽自動車税について、同協定において認められる範囲内で非課税措置を講ずることとされていました（地法148、445）。

令和4年1月に両国が署名した同協定は、その第17条第1項において、「訪問部隊及び文民構成員は、自己の消費又は専ら訪問部隊若しくは文民構成員の公用のため、接受国において、資材、需品、備品及び役務の取得又は利用に対する租税その他これに類する公課について接受国の部隊に適用される条件と同等の条件で当該資材、需品、備品及び役務を取得し、又は利用することができる」と定めています。これにより、オーストラリアからの訪問部隊が公用のために取得又は利用する自動車・軽自動車に係る自動車税・軽自動車税については、我が国の自衛隊と同等の条件が適用されることとなりますが、自衛隊は、地方税法第148条第1項の「国」に該当し、自動車税・軽自動車税は非課税とされています。

そのため、今般の地方税法改正案においては、オーストラリアからの訪問部隊が所有する自動車・軽自動車のうち公用に供するものについて、自動車税・軽自動車税を非課税とすることとされました（地法148、445）。

5 その他の特例措置の延長等

以上のほか、特例措置として、次の改正内容が盛り込まれています。

(1) 都道府県の条例に定める路線を運行する乗合バス車両に係る非課税措置の延長

都道府県の条例で定める路線の運行の用に供する一般乗合用のバスに係る自動車税環境性能

割の非課税措置の適用期限を、2年延長することとされました（地法12の2の10）。

(2) バリアフリー性能の優れた自動車に係る課税標準の特例措置の延長

公共交通移動等円滑化基準に適合したノンステップバス及びリフト付きバス並びにユニバーサルデザインタクシー（新車に限ります。）に係る自動車税環境性能割の課税標準の特例措置の適用期限を、2年延長することとされました（地法12の2の13）。

(3) 先進安全技術を搭載したバス・トラックに係る課税標準の特例措置の拡充及び延長

側方衝突警報装置を装備した自動車（新車に限ります。）に係る自動車税環境性能割の課税標準の特例措置について、次の見直しを行った上で、その適用期限を2年延長することとされました（地法12の2の13）。

- ① 車両総重量が8tを超えるトラック（トレーラーを除きます。）で側方衝突警報装置（左側面への衝突に対する安全性の向上を図るための装置）及び歩行者検知機能付き衝突被害軽減制動制御装置（衝突に対する安全性の向上を図るための装置で、歩行者検知機能付きのもの）を装備したものに係る自動車税環境性能割について、当該自動車の取得が令和5年4月1日から令和6年4月30日までの間に行われたときに限り、その通常の取得価額から350万円を控除することとされました。
- ② 車両総重量が8tを超えるトラックで側方衝突警報装置を装備したものに係る自動車税環境性能割について、当該自動車の取得が令和5年4月1日から令和6年4月30日までの間に行われたときに限り、その通常の取得価額から175万円を控除することとされました。
- ③ バス等及び車両総重量が3.5tを超えるトラックで歩行者検知機能付き衝突被害軽減制動制御装置を装備したものに係る自動車税環境性能割について、当該自動車の取得が令和

5年4月1日から令和7年3月31日までの間に行われたときに限り、その通常の取得価額

から175万円を控除することとされました。

八 固定資産税・都市計画税

1 固定資産税等の負担調整措置

土地に係る固定資産税等の負担調整措置については、新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、令和3年度は、負担調整措置等により税額が増加する土地について前年度の税額に据え置き、令和4年度は、商業地に係る課税標準額の上昇幅を半減させる特別な措置が講じられたところです。

しかしながら、令和5年度については、規定の負担調整措置（課税標準額の上昇幅は評価額の5%）が適用されます。

2 固定資産税に係る質問検査権の対象の明確化

固定資産税においては、家屋の評価額の決定に当たり、評価に必要な図面等を取得するため、納税義務者等に対して、図面等の提出を求めることができることとされています（地法353①、396①）。

この質問検査権について、家屋の評価に必要な図面等の収集に当たり、納税義務者が所有している図面等では不十分な場合があることを踏まえ、当該家屋の施工業者等からも図面等を入手することができることが法令上明確化されました。

この措置は、令和6年4月1日より施行することとされています。

3 相続税に係る固定資産情報の通知の電子化

令和4年度法制改正により、市町村長は、当該市町村長等が当該市町村の住民基本台帳に記録されている者に係る死亡等に関する届出の受理等をしたときは、当該死亡した者が有していた土地又は家屋に係る固定資産台帳の登録事項等を、当該届出の受理等をした日の属する月の翌月末日まで

に、当該市町村の事務所の所在地の所轄税務署長に通知しなければならないこととされています（相法58②）。

当該通知について、地方団体の事務の利便性等を考慮し、eLTAXを通じて電子的に通知することができることとされました（地法747の5①）。

この措置は、改正相続税法の施行に合わせて施行することとされています（令和6年3月1日又は改正戸籍法の施行日（令和元年5月から5年を超えない範囲内で政令で定める日）のいずれか遅い日）。

4 固定資産税・都市計画税の税負担軽減措置等

(1) 税負担軽減措置等の創設

① 労働者協同組合連合会が所有し、かつ、使用する事務所及び倉庫に係る非課税措置

森林組合法、農業保険法等の法令により設立された公共性の高い団体である組合、連合会、中央会等について、相互扶助の精神に基づき、その構成員の福祉を増進し、社会的経済的地位の向上を図ることを目的としているという性格に鑑み、これら法人が所有し、かつ、使用する事務所及び倉庫に対する固定資産税を非課税としています（地法348④）。

労働者協同組合法が令和4年10月1日に施行されたことに伴い設立された労働者協同組合連合会は、労働者協同組合及び労働者協同組合連合会を会員とし、財務会計等に係る統一ひな形の形成や組合制度発展のためのセミナー開催などの「会員の指導、連絡及び調整」を事業として行う法人です。

この労働者協同組合連合会は、その所有し、かつ使用する事務所等が非課税とされている中小企業等協同組合法における協同組合連合

会等と同様の性格を有するものであることから、地方税法第348条第4項に位置づけ、労働者協同組合連合会が所有し、かつ、使用する事務所及び倉庫について固定資産税及び都市計画税の非課税措置を講じることとされました。

② 福島国際研究教育機構に係る非課税措置

福島国際研究教育機構は、福島をはじめ東北地方の東日本大震災からの復興を実現するための夢や希望となるとともに、我が国の科学技術力・産業競争力の強化を牽引し、経済成長や国民生活の向上に貢献する、世界に冠たる「創造的復興の中核拠点」を目指し、令和5年4月に設立されました（福島復興再生特別措置法92等）。

福島国際研究教育機構は、政府や福島県及び福島県内の市町村のみが出資するものであるほか、原子力災害により深刻かつ多大な被害を受けた福島の復興及び再生については、これまでも原子力政策を推進してきたことに伴う国の社会的な責任も踏まえて、国が中心となって進めてきたものであり、同機構はこの国の役割を承継する「創造的復興の中核拠点」であることから、地方税法第348条第6項に同機構を追加し、非課税独立行政法人や国立大学法人等、日本年金機構と同様に固定資産税及び都市計画税の非課税措置を講じることとされました（地法348⑥）。

③ 中小事業者等の生産性向上や賃上げの促進に資する機械・装置等の償却資産の導入に係る特例措置

中小事業者等の償却資産に係る特例措置については、平成28年度税制改正によりはじめて創設され、その後、平成30年度税制改正において、生産性革命集中投資期間（平成30年度から3年間）限りの臨時・異例の措置として、一定の償却資産について、市町村の判断で課税標準を2分の1からゼロの範囲で条例で定めることができるいわゆる「特例率ゼロ」を含む、生産性革命の実現に向けた償却

資産に係る特例措置が創設されました。

当該特例措置については、令和2年度に期限を迎えることとなっていました。新型コロナウイルス感染症の影響による国難ともいべき厳しい状況に鑑み、令和2年4月7日に閣議決定された「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」において、対象資産に構築物・事業用家屋を加えるとともに、適用期限を令和4年度末まで2年延長することとされ、さらに、新型コロナウイルス感染症への対応であることに鑑み、拡充・延長に伴い生じる地方団体の減収については、新型コロナウイルス感染症対応地方税減収補填特別交付金によって全額を国費で補填することとされました。当該特例措置については、令和3年度税制改正大綱において適用期限をもって廃止することが明記されるとともに、令和3年度の年度改正法において削除規定が盛り込まれた状態となっています。

他方で、エネルギー等を中心としたコストプッシュ型の物価上昇等の現下の経済情勢を踏まえ、中小事業者等の生産性の向上や賃上げの促進を図ることを目的に、令和5年度以降を対象に、中小事業者等の償却資産の導入に係る新たな特例措置を創設することとされました（地法附則15④）。

具体的には、中小企業等経営強化法に規定する市町村の導入促進基本計画に適合し、かつ、労働生産性を年平均3%以上向上させるものとして認定を受けた中小事業者等の先端設備等導入計画に記載された一定の機械・装置等（今回、構築物・事業用家屋は対象から除外）であって、生産・販売活動等の用に直接供されるものに係る固定資産税について、課税標準を最初の3年間、価格の2分の1とする特例措置を令和7年3月31日まで講じることとされました。特に、先端設備等導入計画に賃上げ目標を盛り込んだ場合には、最初の5年間（令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に取得されるものは最初の4

年間)、価格の3分の1とすることとされています。

なお、対象となる機械装置等について、生産性革命の実現に向けた償却資産に係る特例措置においては、旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上するものであることが要件の

1つとされていましたが、真に生産性の向上に直結するものに対象を限定するという観点で、当該要件については、今回の特例措置においては、年平均の投資利益率が5%以上となることが見込まれる投資計画に記載されたものとされました(資料9)。

(資料9)

中小事業者等の生産性向上や賃上げの促進に資する機械・装置等の償却資産の導入に係る固定資産税の特例措置の創設

物価上昇等の現下の経済情勢を踏まえ、中小事業者等の生産性の向上や賃上げの促進を図るため、中小事業者等が中小企業等経営強化法に規定する先端設備等導入計画に基づき、生産性向上に資する一定の機械・装置等を取得した場合に、当該機械・装置等に係る固定資産税を軽減する特例措置を創設する。

1. 対象資産

中小事業者等が中小企業等経営強化法に規定する先端設備等導入計画に基づき取得した生産性向上に資する一定の機械・装置等

※ 以下の要件を満たす機械・装置等を対象

- ①市町村計画に基づき中小事業者等が取得するもの(市町村の導入促進基本計画に適合するもの)
- ②生産性向上に資するもの(導入により労働生産性が年平均3%以上向上するもの)
- ③企業の収益向上に直接つながるもの(導入により投資利益率が年平均5%以上となるもの)

2. 特例率

1/2(最初の3年度分)

賃上げ目標を盛り込んだ先端設備等導入計画に基づく設備投資の場合1/3(最初の5年度分[※])

※ 令和6年度中に資産を取得した場合は、最初の4年度分

3. 適用期限

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで(2年間)

④ バス事業者が路線の維持に取り組みつつEVバスを導入する場合における変電・充電設備等に係る特例措置

地域の公共交通は、これまでも厳しい経営環境に置かれていたところ、コロナ禍の人流減少により輸送量の更なる減少に直面し、構造的な転換が必要となっている中で、鉄道の維持が困難とされる複数の地域においては、バスへの転換も含めて地域交通のあり方が議論されており、バス事業は地域公共交通の「最後の砦」としてその重要性は更に高まっています。

他方で、バス事業者が、今後も地域において事業を継続していくためには、カーボンニュートラルへの対応は不可欠なものとなって

います。

こうしたことから、バス事業者が、引き続き地域の足を支え、バス路線を継続して運行するとともに、事業を継続していく上での重要な課題であるカーボンニュートラルへの対応としてEVバスを導入するために充電設備等の償却資産を取得した場合について、当該充電設備等及びその用に供する土地に係る新たな特例措置を創設することとされました(地法附則15④)。

具体的には、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正により、道路運送高度化事業に新たにEVバスを用いた旅客運送事業が位置づけられることを前提に、路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者が

道路運送高度化事業において用いるEVバスの充電設備等の償却資産及び充電に際して使用する土地について、当該事業者が地域公共交通計画で市町村が位置づけた路線のうちEVバスが導入される営業所において運行する路線を継続して運行することが道路運送高

度化実施計画で担保される場合に限り、その固定資産税及び都市計画税の課税標準を最初の5年間、価格の3分の1とする特例措置を令和10年3月31日まで講じることとされました（資料10）。

（資料10）

バス事業者が路線の維持に取り組みつつEVバスを導入する場合における 変電・充電設備等に係る固定資産税等の課税標準の特例措置の創設

地域公共交通の確保に取組む一般乗合旅客自動車運送事業者が、カーボンニュートラル等への対応としてEVバスを導入するために充電設備等の償却資産を取得した場合、当該充電設備等及びその用に供する土地（当該充電設備等による充電に要する土地を含む。）に係る固定資産税及び都市計画税を軽減する特例措置を創設する。

1. 対象資産

EVバスの変電設備・充電設備及びその用に供する土地（当該充電設備等による充電に要する土地を含む。）

※ 地域公共交通計画で市町村が位置づけた路線のうち、EVバスが導入される営業所において運行する路線を維持することが一般乗合旅客自動車運送事業者が定める道路運送高度化実施計画で担保された場合に限る。

2. 特例率

1/3（最初の5年度分）

3. 適用期限

令和10年3月31日まで（5年間）

4. その他

国土交通省において、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）を改正し、道路運送高度化事業に新たにEVバスを用いた旅客運送事業を位置づける予定であり、同法の改正法の施行日から施行。

⑤ 長寿命化に資する大規模修繕工事を行った マンションに係る税額の減額措置

我が国においては、築40年以上の高経年マンションは、2021年末の115.6万戸が10年後には2.2倍の249.1万戸、20年後には3.7倍の425.4万戸へと急激に増加することが見込まれています。

このような中で、必要な大規模修繕工事がなされずにマンションの高経年化が進むと、外壁の剥落などの様々な外部不経済が生じ、居住者や周辺住民の生命・身体に危害を生じさせかねない事態が発生するおそれがあるほか、そうした問題のあるマンションの除却のための行政代執行等によって地方公共団体に大きな負担が生じることも懸念されます。

しかしながら、居住者の高齢化に伴う負担力の低下と近年の修繕工事費の上昇等により、工事の原資となる修繕積立金が不足している管理組合が多く存在し、必要な大規模修繕工事が実施されるか懸念される状況にあることから、マンションの管理組合に対して、必要な修繕積立金を確保し、長寿命化に資する大規模修繕工事を適切な時期に実施するよう促す必要があります。

修繕積立金の確保のためには多数の区分所有者間の合意形成が必要ですが、区分所有者によって置かれている経済的状況が異なること等により、追加的な負担を伴う修繕積立金の引上げに係る合意形成のハードルが高いことから、必要な積立金の確保や適切な大規模

修繕工事の実施に向けた管理組合の合意形成を後押しするため、税額の減額に係る新たな特例措置を創設することとされました（地法附則15の9の3）。

具体的には、築後20年以上が経過している10戸以上のマンションで、大規模修繕工事を過去に1回以上適切に実施しているもので、マンションの管理の適正化の推進に関する法律に基づき都道府県知事の認定を受けた管理計画認定マンションのうち、認定を受ける際に認定基準に適合させるために修繕積立金の額の引上げを行ったマンション又は同法に基

づく都道府県等からの助言・指導を受け、大規模修繕工事が可能な水準まで修繕積立金の積立てや額の引上げを行うなど、長期修繕計画を適切に作成・見直したマンションについて、長寿命化に資する一定の大規模修繕工事を令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間に実施した場合に、当該大規模修繕工事が完了した翌年度分の建物に係る固定資産税額を1/3を参酌して1/6以上1/2以下の範囲内で市町村の条例で定める割合で減額する措置を講じることとされました（資料11）。

(資料11)

自動車税・軽自動車税のグリーン化特例の延長・見直し（案）

特例の概要（創設）

- 改正マンション管理適正化法（令和4年4月1日施行）に基づく管理計画認定マンション等一定の要件を満たすマンションについて、長寿命化に資する一定の大規模修繕工事を令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間に実施した場合に、当該大規模修繕工事が完了した翌年度分の建物に係る固定資産税額を1/3を参酌して1/6以上1/2以下の範囲内で市町村の条例で定める割合で減額*する。

【対象となるマンションの要件】

- ① 築後20年以上が経過している10戸以上のマンションであること
- ② 大規模修繕工事を過去に1回以上適切に行っていること
- ③ 長寿命化に資する大規模修繕工事を適切に実施するために必要な修繕積立金が確保されていること。具体的には以下のいずれかの場合
 - ・ 都道府県知事等の認定を受けた管理計画認定マンションのうち、認定を受ける際に認定基準に適合させるために修繕積立金の額の引上げを行った場合
 - ・ 都道府県等からの助言・指導を受け、大規模修繕工事が可能な水準まで長期修繕計画を適切に見直し、修繕積立金の積立てや額の引上げを行った場合

* 税額の減額は1戸あたり100㎡相当分を上限

(2) 税負担軽減措置等の拡充

① 2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）

の開催に伴う所要の措置

2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）の開催に向けて、昨年度の税制改正においては、（公社）2025年日本国際博覧会協会（以下「博覧会協会」という。）が博覧会の会場内において博覧会の用に供する家屋及び償却資産（パビリオン等）や、博覧会会場の周辺において交通を確保するために設置する家屋及び償却資産（シャトルバスターミナル等）に対して、令和5年度から令和8年度までの固定資産税及び都市計画税について非課税措

置が講じられたところです。

令和5年度税制改正においては、パビリオン出展者、催事出展者等の参加企業が博覧会の会場内で博覧会の用に供する家屋及び償却資産（商業的な活動の用に供されるものを除きます。）に対して、令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税について非課税措置を講じることとされました。

加えて、2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）においては、SDGs等の観点で、博覧会で使用する資産を企業等が博覧会協会等に譲渡せずは無償貸与し、当該企業等が博覧

会終了後に当該資産を別に使用することも想定されるところ、税制上の取扱いにおいて無償譲渡と同様とするため、博覧会協会と協賛契約を締結した企業が、博覧会協会に対し、博覧会の用に供する土地、家屋及び償却資産を無償で貸し付ける場合、無償で貸し付けている期間に限り、これらの固定資産に係る固定資産税及び都市計画税を非課税とする措置を講じることとされています（地法附則14の2②③、地規附則5の4）。

② 水素ステーションに係る課税標準の特例措置の拡充等及び延長

電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものに水素を充填するための設備（水素ステーション）のうち、令和5年3月31日までに政府の補助を受けて新たに取得されたもの対して課する固定資産税の課税標準は、最初の3年度分、価格の4分の3とする特例措置が講じられています。

水素ステーションは、令和4年7月現在で174カ所整備されていますが、燃料電池自動車の普及は7,400台程度にとどまっています。他方で、「第6次エネルギー基本計画」（令和3年10月22日）においては、商用車について、8t以下の小型の車について2030年までに新車販売で電動車20～30%、2040年までに新車販売で電動車と合成燃料等の脱炭素燃料の利用に適した車両をあわせて100%を目指すほか、8t超の大型の車については、貨物・旅客事業等の商用用途に適する電動車の開発・利用促進に向けた技術実証を進めつつ、2020年代に5000台の施行導入を目指すこととされており、今後、商用の燃料電池自動車の普及を促進していくこととされています。

商用の燃料電池車の普及のためには、従前よりも水素の充填能力等に優れた大規模な水素ステーションの整備が必要となることから、取得価額5億円以上の大規模な水素ステーションの整備を後押しするため、大規模水素ステーションの課税標準を最初の3年度分、価

格の1/2とする一方で、中規模以下の水素ステーションの課税標準を最初の3年度分、価格の5/6に縮減した上で、その適用期限を令和7年3月31日まで2年延長することとしました（地法附則15⑦、地令附則11⑨）。

③ 都市再生特別措置法に規定する認定事業者が特定都市再生緊急整備地域・都市再生緊急整備地域において取得する公共施設等に係る課税標準の特例措置の拡充等及び延長

都市再生特別措置法に規定する認定事業者が、令和5年3月31日までの間に、国土交通大臣が認定した民間都市再生事業計画に基づき、当該計画に係る事業区域内における都市再生事業により取得した公共施設（道路、公園等）及び一定の都市利便施設（緑化施設、通路等）の用に供する家屋及び償却資産については、固定資産税・都市計画税の課税標準を5年度分、価格に5分の3を参酌して2分の1以上10分の7以下（特定都市再生緊急整備地域にあっては、2分の1を参酌して5分の2以上5分の3以下）の範囲内で条例で定める割合を乗じて得た額とする特例措置が講じられています。

都市再生緊急整備地域における認定事業の事業区域面積要件は、原則1ha以上となっているところ、デジタル田園都市国家構想の実現に向け、地方都市のイノベーション力強化を図ることが引き続き重要である中で、地方都市においては、人口・経済規模等の要因により、大都市と比較して床需要が少ないことを踏まえ、地方都市における民間都市再生事業を促進し、都市の更なる魅力の向上・地域経済の活性化を図るため、都市再生緊急整備地域における認定事業の事業区域面積要件を0.5ha以上に緩和することとされました。その上で、対象となる建築物の延べ床面積の要件の50,000㎡から75,000㎡への引上げや、地域の魅力発信や多様な働き方の実現等に資する機能を備えていることを事業認定要件に追加する一定の縮減措置を講じることとされ、

これらの拡充・縮減措置を講じた上で、適用期限を令和8年3月31日まで3年延長することとしました（地法附則15^⑭、地令附則11^⑰^⑱、地規附則6^⑳）。

なお、都市再生緊急整備地域における認定事業の事業区域面積要件の緩和は、地方都市での活用を念頭に置いたものであり、東京一極集中是正の観点から、東京23区については面積要件緩和の対象から除外することとされています。

- ④ 鉄道事業者が鉄道事業再構築事業を実施する路線において取得した家屋等に係る課税標準の特例措置の拡充・延長

鉄道事業者が地元の地方公共団体と連携して、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に規定する鉄道事業再構築実施計画に基づき鉄道事業再構築事業を実施する路線において、鉄道事業者が国の補助を受けて新たに取得する一定の鉄道資産については、固定資産税又は都市計画税の課税標準を最初の5年度分、価格の4分の1とする特例措置が講じられています。

従前、人口減少やモータリゼーション等により長期的に利用者が減少傾向にあったローカル鉄道については、鉄道事業者のいわゆる内部補助で運行が支えられていましたが、新型コロナウイルス感染症の流行によるライフスタイルの変化の影響もあり、公共交通全体の利用者が減少したことから、その維持に向けた課題が一層大きくなる状況となっています。こうした状況を踏まえ、地域の関係者の連携・協働（共創）を通じ、利便性・持続可能性・生産性の高い地域公共交通ネットワークへの再構築を進めることが必要とされており、そのため、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の改正が行われました。

特にローカル鉄道の再構築については、地方公共団体又は鉄道事業者からの要請に基づき国土交通大臣が組織する「再構築協議会」制度を創設し、当該協議会において「再構築

方針」を作成し、当該方針に基づき実施される事業についても鉄道事業再構築事業に位置づけることとされています。ローカル鉄道の再構築は地域・市町村にとっても大きな課題であることから、既存の鉄道事業再構築事業に係る特例措置について、新たに創設される再構築協議会を経て合意が得られた鉄道事業再構築事業についても対象に加えることとされました。

あわせて、従前、国の補助を受けて新たに取得することを特例措置の適用要件としていましたが、地域公共交通のネットワークの再構築に取り組む地方公共団体を新たに予算面で支援する枠組みとして、社会資本整備総合交付金に「地域公共交通再構築事業」を創設することとしており、当該交付金が交付された地方公共団体が鉄道事業者に対して補助することも想定されることとなることから、特例措置の要件に地方公共団体の補助を受けたことを追加することとされました。

なお、適用期限については、従前の鉄道事業再構築事業に係る特例措置の適用期限が令和6年3月31日までとされていたところ、今般の特例措置の拡充を踏まえ、効果の発現には一定の期間が必要と考えられたことから、適用期限を令和7年3月31日まで1年延長することとされました（地法附則15^⑰、地規附則6^⑳）。

- ⑤ 鉄道事業者等が首都直下地震・南海トラフ地震に備えた耐震対策により取得した鉄道施設に係る課税標準の特例措置の延長

鉄道事業者又は軌道経営者が既設の鉄道（軌道を含みます。）に係る一定の耐震補強工事により取得した新たな鉄道施設（軌道施設を含み、償却資産に限ります。）については、固定資産税の課税標準を最初の5年度分、3分の2とする特例措置が講じられています。

鉄道施設の耐震対策は、鉄道事業者等にとって当然の責務ですが、巨額の費用を要する一方で、利用者の増加につながる設備投資で

はありません。しかし、今後発生が予測されている首都直下地震及び南海トラフ地震により大きな揺れが想定される地域において、鉄道施設の耐震化は喫緊の課題です。そのため、鉄道施設の耐震化を促進する観点から、平成25年度税制改正において創設されたものです。

これまでの種々の取組により鉄道施設の耐震化率は向上しており、本特例措置の役割は一定程度果たされましたが、令和4年3月16日に発生した福島県沖を震源とする地震を踏まえ、ラーメン橋台について今後耐震補強工事を実施していく必要性が認識されました。このため、ラーメン橋台について新たに特例措置の対象とする一方で、ラーメン橋台以外の鉄道施設の耐震化については特例措置の適用対象から除外するとともに、特例の適用要件に国の補助を受けて行う工事であることを追加した上で、適用期限を令和7年3月31日まで2年延長することとされました（地法附則15②⑥、地規附則⑤⑨～⑥⑪）。

⑥ 熊本地震の被災住宅用地等に係る特例措置の拡充

従前に住宅用地特例の適用を受けていた土地については、災害により住宅が滅失・損壊した場合であっても、市町村長が認めるものについては、2年度分（被災市街地復興推進地域は4年度分）は引き続き住宅用地とみなして住宅用地特例を適用することができることとされています（被災住宅用地特例）（地法349の3の3）。平成28年に発生した熊本地震についても、被災住宅用地特例が適用されましたが、震災発生から2年経過後もなお宅地復旧事業の大半が未だ途上であり、また、建設需要の高さから住宅再建を希望しつつも着工に至らないケースも発生していたことから、令和元年度税制改正において、令和元年度分、令和2年度分の固定資産税・都市計画税についても、引き続き住宅用地とみなす特例措置が設けられました。

令和3年度税制改正において、令和3年度

分、令和4年度分の固定資産税・都市計画税についても同様の措置を講じることとされ、その後も熊本地震の被災地において住宅再建が進められましたが、なお一部復興関連事業が未了であり、未だ仮設住宅が供用されている実態もあることから、被災自治体からの要望も踏まえ、熊本地震に係る被災住宅用地特例を拡充し、令和5年度分、令和6年度分の固定資産税・都市計画税についても引き続き住宅用地とみなすこととしました（地法附則16の2①～⑨）。

⑦ 熊本地震の被災代替家屋に係る税額の減額措置の拡充

災害により滅失・損壊した家屋（被災家屋）に代わるものと市町村長が認める家屋（当該災害について被災者生活再建支援法が適用された市町村の区域内の家屋に限ります。）を、災害の発生した日が属する年の翌年の3月31日から起算して4年を経過する日までの間に取得し又は改築した場合は、当該取得又は改築された家屋に対する固定資産税・都市計画税については、4年度分に限り、被災家屋の床面積相当分の税額の2分の1に相当する額を減額する特例措置（被災代替家屋特例）が講じられています（地法352の3、702の4の2）。

熊本地震についても、被災代替家屋特例が適用され、令和3年度税制改正において、取得等の期限を2年延長する措置が講じられましたが、現在においても、なお一部復興関連事業が未了であり、未だ仮設住宅が供用されている実態もあることから、被災自治体からの要望も踏まえ、熊本地震については、取得等の期限をさらに2年延長し、令和7年3月31日までとする措置を講じることとされました（地法附則16の2⑩）。

⑧ 平成30年7月豪雨の被災住宅用地等に係る特例措置の拡充

従前に住宅用地特例の適用を受けていた土地については、災害により住宅が滅失・損壊

した場合であっても、市町村長が認めるものについては、2年度分（被災市街地復興推進地域は4年度分）は引き続き住宅用地とみなして住宅用地特例を適用することができることとされています（被災住宅用地特例）（地法349の3の3）。

平成30年7月豪雨についても、被災住宅用地特例が適用されましたが、震災発生から2年経過後もなお河川改修等の復旧に必要な公共事業が未了の市町村も多く、住宅建設事業者の不足等により未だ住宅再建に至らない方もいることから、令和3年度税制改正において、令和3年度分、令和4年度分の固定資産税・都市計画税についても、引き続き住宅用地とみなす特例措置を設けることとされました。

しかし、依然として復旧・復興事業が継続していることや、被災自治体からの要望も踏まえ、平成30年7月豪雨に係る被災住宅用地特例を拡充し、令和5年度分、令和6年度分の固定資産税・都市計画税についても引き続き住宅用地とみなすこととされました（地法附則16の3①～⑨）。

⑨ 平成30年7月豪雨の被災代替家屋に係る税額の減額措置の拡充

災害により滅失・損壊した家屋（被災家屋）に代わるものと市町村長が認める家屋（当該災害について被災者生活再建支援法が適用された市町村の区域内の家屋に限ります。）を、災害の発生した日が属する年の翌年の3月31日から起算して4年を経過する日までの間に取得し又は改築した場合は、当該取得又は改築された家屋に対する固定資産税・都市計画税については、4年度分に限り、被災家屋の床面積相当分の税額の2分の1に相当する額を減額する特例措置（被災代替家屋特例）が講じられています（地法352の3、702の4の2）。

平成30年7月豪雨についても、被災代替家屋特例が適用されてきましたが、令和4年度

末で取得等の期限（災害の発生した日が属する年の翌年の3月31日から起算して4年を経過する日）を迎えます。しかし、現在においても、なお一部復旧・復興関連事業等が未了であり、未だ仮設住宅が供用されている実態もあることから、被災自治体からの要望も踏まえ、取得等の期限を2年延長し、令和7年3月31日までとする措置を講じることとされました（地法附則16の3⑩）。

⑩ 平成30年7月豪雨の被災代替償却資産に係る課税標準の特例措置の拡充

災害により滅失・損壊した償却資産に代わるものと市町村長が認める償却資産（当該災害について被災者生活再建支援法が適用された市町村の区域内のものに限ります。）を、災害の発生した日が属する年の翌年の3月31日から起算して4年を経過する日までの間に取得し又は改良した場合は、当該取得又は改良された償却資産に対する固定資産税については、4年度分に限り、課税標準を価格の2分の1とする特例措置（被災代替償却資産特例）が講じられています（地法349の3の4）。

平成30年7月豪雨についても、被災代替償却資産特例が適用されてきましたが、令和4年度末で取得等の期限（災害の発生した日が属する年の翌年の3月31日から起算して4年を経過する日）を迎えます。しかし、現在においても、なお一部復旧・復興関連事業等が未了であり、今後事業を再開する見込みの者もいることから、被災自治体からの要望も踏まえ、取得等の期限を2年延長し、令和7年3月31日までとする措置を講じることとされました（地法附則16の3⑪）。

⑪ 令和2年7月豪雨の被災住宅用地等に係る特例措置の拡充

従前に住宅用地特例の適用を受けていた土地については、災害により住宅が滅失・損壊した場合であっても、市町村長が認めるものについては、2年度分（被災市街地復興推進地域は4年度分）は引き続き住宅用地とみな

して住宅用地特例を適用することができることとされています（被災住宅用地特例）（地法349の3の3）。

令和2年7月の西日本から東日本、東北地方の広い範囲における大雨、特に7月4日から7日にかけて九州で記録的な大雨となって球磨川などでの氾濫が相次いだ災害（令和2年7月豪雨）についても、被災住宅用地特例が適用されましたが、震災発生から2年経過後もなお河川改修等の復旧に必要な公共事業が未了の市町村も多く、住宅建設事業者の不足等により未だ住宅再建に至らない方もいることから、被災自治体からの要望も踏まえ、令和5年度分、令和6年度分の固定資産税・都市計画税についても、引き続き住宅用地とみなす特例措置を設けることとされました。なお、令和2年7月豪雨の被災地のうち被災市街地復興推進地域については、引き続き本則の被災住宅用地特例が適用されることから、重複を除くため、適用対象から除外されています（地法附則16の4）。

(3) 税負担軽減措置等の延長

① 都市鉄道利便増進事業により整備したトンネルに係る非課税措置及び取得した鉄道施設等に係る課税標準の特例措置の延長

独立行政法人鉄道施設・運輸施設整備支援機構が、一定の都市計画区域において、都市鉄道利便増進法に規定する都市鉄道利便増進事業により令和5年3月31日までの間に整備し、かつ、直接鉄道事業の用に供するトンネルについては、非課税措置が講じられています（地法附則14②）。また、鉄軌道事業者又は独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構等の都市鉄道等利便増進法第2条第7号に規定する速達性向上事業により整備される施設の貸付けを行う一定の法人が、令和5年3月31日までの間に取得する一定の都市鉄道施設及び駅附帯施設の用に供する家屋及び償却資産については、5年度分の固定資産税・

都市計画税の課税標準を3分の2とする特例措置が講じられてきたところです（地法附則15⑬）。

本特例措置については、鉄道利用者等の利便性を高めるといふ公益性を有すること、現在進行中の適用事業の完了が2年後に見込まれることや新たな事業の検討が行われていることから、適用期限を令和7年3月31日まで2年延長することとされました。

② 地震防災対策の用に供する償却資産に係る課税標準の特例措置の延長

南海トラフ地震防災対策推進地域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域又は首都直下地震緊急対策区域において、令和5年3月31日までの間に取得された地震防災対策の用に供する償却資産（毒劇物、高圧ガス等を扱う危険物施設や老人ホーム、学校など不特定多数の者が利用する施設において、その管理又は運営を行う者が取得する緊急地震速報受信設備、緊急遮断装置等）については、最初の3年度分の固定資産税の課税標準を3分の2とする特例措置が講じられてきたところです。

本特例措置については、適用実績が僅少であるが、大規模な地震が相次いで発生していること、本特例措置の対象地域である日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域については、令和4年5月の改正に伴いその範囲が拡大したため、対象資産についても新たに一定の需要が見込まれることなどから、適用期限を令和8年3月31日まで3年延長することとされました（地法附則15⑮）。

③ 整備新幹線の開業に伴いJR旅客会社から経営分離される並行在来線の鉄道施設に係る課税標準の特例措置の延長

整備新幹線の開業に伴いJR旅客会社から経営分離されたいわゆる並行在来線に係る鉄道資産について、令和5年3月31日までの間にJR旅客会社から譲り受けた鉄道事業の用に供する固定資産に係る課税標準を最初の20

年度分、価格の2分の1とする特例措置が講じられてきたところです。

本特例措置については、令和12年度末に北海道新幹線の新函館北斗－札幌間が開業予定であり、これに伴いJR旅客会社からの並行在来線の分離についてJR北海道や関係地方公共団体において検討されていることを踏まえ、並行在来線の経営を取り巻く環境が非常に厳しいことなどから、適用期限を令和13年3月31日まで8年延長することとされました(地法附則15⑨)。

④ 鉄道の安全性向上設備に係る課税標準の特例措置の延長

地域鉄道事業者等が、令和5年3月31日までの間に政府の補助を受けて取得した車両の運行の安全性向上に資する一定の償却資産(信号保安設備、保安通信設備など)については、最初の5年度分の固定資産税の課税標準を3分の1とする特例措置が講じられています。

鉄道施設の安全性向上は、事業者が自ら取り組まなければならない責務ではありますが、一方、本特例措置の対象事業者は、一般に経営が厳しい地域鉄道事業者や公共性格の強い第三セクターであり、安全性向上に資する設備投資を促進する必要があることから、適用期限を令和7年3月31日まで2年延長することとされました(地法附則15⑩)。

⑤ 低床型路面電車に係る課税標準の特例措置の延長

鉄軌道事業者が、新たに製造された車両で、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に規定する特殊な構造(階段を有するものを令和5年3月31日までに取得し、事業の用に供する場合は、当該車両については、最初の5年度分の固定資産税の課税標準を3分の1とする特例措置が講じられています。

低床型車両の導入は進んでいるものの、令

和3年度末時点の導入率は4割弱にとどまっていること、本特例措置の対象となる事業者は地方の中小軌道事業者であること等を踏まえ、適用期限を令和7年3月31日まで2年延長することとされました(地法附則15⑪)。

⑥ 公益財団法人及び公益社団法人が所有する能楽堂に係る課税標準の特例措置の延長

公益社団法人又は公益財団法人が所有する重要無形文化財の公演のための施設(重要無形文化財を公演するための専用の舞台を備えた施設に限ります。)の用に供する土地及び家屋については、令和4年度分までの固定資産税について、課税標準を2分の1とする特例措置を講じているところです。

本特例措置の適用実績は僅少ではありますが、対象となる法人は一般に資力が乏しい団体であること等を考慮し、その適用期限を令和6年度まで2年度分延長することとされました(地法附則15⑫)。

⑦ 国際戦略港湾及び一定の国際拠点港湾の荷さばき施設に係る課税標準の特例措置の延長

港湾法に規定する港湾運営会社が、国際戦略港湾及び一定の国際拠点港湾(コンテナ取扱量が一定量以上である等の国際拠点港湾に限ります。)において、政府の補助又は無利子貸付けを受けて、令和5年3月31日までに取得した一定のコンテナ貨物の荷さばき施設の用に供する家屋及び償却資産については、最初の10年度分、固定資産税・都市計画税の課税標準について、国際戦略港湾においては2分の1とし、一定の国際拠点港湾においては3分の2とする特例措置が講じられています。

荷さばき施設の整備は、本来事業者の責任において行うべきものである一方、世界的に寄港地の絞り込みが進行している中であって、国際基幹航路の我が国への寄港を維持・拡大するためには、港湾コスト削減が必要であること等を考慮し、適用期限を令和7年3月31日まで2年延長することとされました(地法

附則15²⁰)。

⑧ 駅のバリアフリー施設に係る課税標準の特例措置の延長

鉄道事業者又は軌道経営者が、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に規定する旅客施設を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために行われるエレベーター、エスカレーターその他の移動等円滑化のために必要な設備（ホームドア）の整備に関する事業により令和5年3月31日までに取得した停車場建物その他の家屋又は停車場設備その他の鉄道事業の用に供する償却資産に対して課する固定資産税・都市計画税については、最初の5年度分、価格の3分の2とする特例措置が講じられています。

本特例措置は、エレベーターやホームドアは整備に多額の費用を要する一方で、直接収益に結びつくものではないことから、維持管理の負担を軽減し、もって駅のバリアフリー化を促進するために設けられたものであり、一定の適用実績もあることから、適用期限を令和7年3月31日まで2年延長することとされました（地法附則15²⁴）。

⑨ 資源・エネルギー等の海上輸送ネットワークの拠点となる埠頭において整備される荷さばき施設等に係る課税標準の特例措置

港湾法に規定する特定貨物取扱埠頭機能高度化事業を実施する者が、特定貨物輸入拠点港湾（穀物や鉄鉱石など、包装されずにバラ積みされる貨物（いわゆるバルク）を主に取扱う港湾）において、政府の補助を受けて令和5年3月31日までの間に取得された荷さばき施設の用に供する家屋及び償却資産については、最初の10年度分、固定資産税・都市計画税の課税標準を3分の2とする特例措置が講じられています。

バルク港湾において荷さばき施設を整備することによる輸送コスト削減のメリットは、埠頭運営者等のみならず、資源エネルギー等の安価で安定的な輸入を通じて国民生活の安

定に寄与していること、今後適用実績の拡大も見込まれることから、適用期限を令和7年3月31日まで2年延長することとされました（地法附則15²⁷）。

⑩ 浸水防止用設備に係る課税標準の特例措置の延長

洪水浸水想定区域内にある一定の地下街等の所有者又は管理者が、水防法に規定する浸水防止計画に基づいて令和5年3月31日までに取得する浸水防止用設備（防水板、防水扉、排水ポンプ及び換気口浸水防止機）については、最初の5年度分、固定資産税の課税標準を、価格に3分の2を参酌して2分の1以上6分の5以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とする特例措置が講じられています。

未設置の施設も一定数存在し、引き続き地下街等の浸水防止措置の必要性が高いことから、適用期限を令和8年3月31日まで3年延長することとされました（地法附則15²⁸）。

⑪ 港湾の民有護岸等の耐震化の推進に係る課税標準の特例措置の延長

南海トラフ地震防災対策推進地域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域又は首都直下地震緊急対策区域において、港湾法に基づく国の無利子貸付を受けて令和5年3月31日までに改良された一定の特別特定技術基準対象施設の用に供する償却資産については、最初の5年度分、固定資産税の課税標準を3分の2とする特例措置が講じられています。

本特例措置は、非常災害時における航路機能確保のため、民有護岸等の耐震化への支援措置として設けられたものであり、一定の公益性が認められること、技術基準に適合せず耐震化が必要な14施設について、国土交通省では令和7年度までに耐震化の完了を目指していることから、その適用期限を令和8年3月31日まで3年延長することとされました（地法附則15²⁹）。

⑫ 市民緑地認定制度における課税標準の特例措置の延長

都市緑地法に基づき指定された緑地保全・緑化推進法人が、令和5年3月31日までの間に市町村長が認定した計画に基づき設置した市民緑地の用に供する一定の土地については、最初の3年度分、固定資産税・都市計画税の課税標準を、価格に3分の2を参酌して2分の1以上6分の5以下の範囲内で市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とする特例措置が講じられています。

本特例措置は、平成29年度税制改正において、市民緑地認定制度の普及を後押しすることで、地方団体による都市公園整備に財政的な限界がある中、民有の空き地を活用することにより、都市において不可欠な緑地等を確保し、都市公園整備の不足を補完する目的で創設されたものであり、今後の適用見込みがあること等に鑑み、適用期限を令和7年3月31日まで2年延長することとされました（地法附則15⑬）。

⑬ 所有者不明土地において行う地域福利増進事業に係る課税標準の特例措置の延長

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に規定する特定所有者不明土地の土地使用権を令和5年3月31日までに取得した者が、地域福利増進事業により整備する施設の用に供する土地及び償却資産については、固定資産税又は都市計画税の課税標準を、土地使用権の始期に該当する日（使用開始日）の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度から当該使用開始日の属する年の翌年の1月1日の翌日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分、価格の3分の2（地域福利増進事業により整備される購買施設、教養文化施設その他の施設で地域住民その他の者の共同の福祉又は利便の増進に資するものについては、収益性のある施設であることから、価格の4分の3）とする特例措置が講じられています。

本特例措置は、平成31年度税制改正において創設されたものであり、未だ適用実績はありませんが、所有者不明土地の公益的事業への活用を促進する必要性は認められること、今後適用が見込まれる事例もあることから、適用期限を令和7年3月31日まで2年延長することとされました（地法附則15⑭）。

⑭ 農業協同組合等が取得した農林漁業者の共同利用機械等に係る課税標準の特例措置の延長

農林漁業の近代化又は合理化の一環として国の施策で資金の貸付け等を通じて事業の共同化が推進されていますが、さらに経営の近代化又は合理化に資するため、農業協同組合等が令和5年3月31日までの間に取得した農林漁業者等の共同利用に供するための機械及び装置のうち一定のものについて、課税標準を3年度分、価格の2分の1とする特例措置が講じられています。

農林漁業者等の経営合理化等を促進するという目的には一定の公益性があること、現在特例措置の対象となっている資金は、毎年度一定の実績があり、かつ、今後の適用も見込まれることから、適用期限を令和7年3月31日まで2年延長することとされました（地法附則15⑮）。

⑮ 浸水被害軽減地区の指定を受けた土地に係る課税標準の特例措置の延長

近年、自然災害の頻発化・激甚化により各地で河川の洪水・氾濫が頻発する状況にあり、浸水の拡大を抑制する効果のある輪中堤や自然堤防等の既存ストックを最大限に活用することが重要となっていることから、令和2年4月1日から令和5年3月31日までの間に水防法の規定により指定された浸水被害軽減地区内にある土地に係る固定資産税・都市計画税について、浸水被害軽減地区として指定された日の属する年の翌年の1月1日（当該指定された日が1月1日である場合には同日）を賦課期日とする年度から3年度分、課税標

準を、価格に3分の2を参酌して2分の1以上6分の5以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とする特例措置が講じられています。

本特例措置は、令和2年度税制改正において創設されたものであり、未だ適用実績はありませんが、浸水被害軽減地区指定制度では、土地の改変時に届出が必要となり地権者に一定の負担が発生すること、浸水被害の軽減効果は当該市区町村以外の団体にも及ぶ場合があること等も勘案し、浸水被害軽減地区の指定を引き続き促進するため、適用期限を令和8年3月31日まで3年延長することとされました（地法附則15⑳）。

⑯ 市町村自転車活用推進計画に定められたシェアサイクル事業に係る課税標準の特例措置の延長

自転車の活用は、環境負荷の低減、災害時における交通機能の維持、国民の健康増進など様々なメリットがあり、中でもシェアサイクル事業は、公共交通を補完し、いわゆるファースト／ラストワンマイルを担う交通システムとして、日常生活や観光等における利便性・回遊性向上に寄与するものであることから、自転車活用推進法に規定する市町村自転車活用推進計画に定められたシェアサイクル事業を行う者が、令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に取得し、かつ、当該シェアサイクル事業の用に供する償却資産（登録機、自転車ラック、充電器など）について、固定資産税の課税標準を、当該償却資産に新たに固定資産税が課されることとなった年度から3年度分の固定資産税に限り、価格の4分の3とする特例措置が講じられています。

本特例措置は、令和3年度税制改正において創設されたものであり、適用実績は僅少ではありますが、シェアサイクル事業は、新型コロナウイルス感染症の影響が残る中で、公共交通の補完や災害時の移動手段の確保等の

一定の公益性があることから、適用期限を令和7年3月31日まで2年延長することとされました（地法附則15㉑）。

⑰ 国際戦略港湾等における陸上電力供給設備に係る課税標準の特例措置の延長

2030年度の温室効果ガス削減目標（2013年度から46%削減）の実現に向けて、港湾においても、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「カーボンニュートラルポート」の形成に向けた取組が必要とされています。このため、国際戦略港湾及び一定の要件を満たす国際拠点港湾において、港湾運営会社が、港湾脱炭素化促進事業により国の補助を受けて令和5年3月31日までに取得した、停泊中の船舶に電力を供給する陸上電力供給設備に係る固定資産税について、課税標準を3年度分、価格の3分の2とする特例措置が、港湾法の一部を改正する法律（令和4年法律第87号）による地方税法の改正（令和4年12月16日施行）により、創設されたところです。

本特例措置は、令和4年度税制改正により令和5年3月31日までの1年間の時限措置として創設することとされたものの、前提となる港湾法の改正案の国会提出が、令和4年臨時国会にずれ込んだことにより、特例措置の適用が可能となる期間が極めて限定的なものとなったことに加え、港湾の脱炭素化には一定の公益性があることから、適用期限を令和7年3月31日まで2年延長することとされました（地法附則15㉒）。

⑱ 市街地再開発事業の施行に伴い従前の権利者が取得した一定の施設建築物に係る税額の減額措置の延長

令和5年3月31日までの間に新築された都市再開発法に規定する施設建築物の一部が、同法による市街地再開発事業の施行に伴い、従前の権利者に与えられた場合における当該施設建築物の一部である家屋に対して課する固定資産税については、以下の特例措置が講じられています。

イ 当該家屋が一定の要件を満たす住宅である場合には、5年度分の固定資産税について、居住用部分は税額の3分の2を、非居住用部分は税額の3分の1（第一種市街地再開発事業に係るものは税額の4分の1）を減額

ロ 当該家屋が住宅以外の家屋である場合には、5年度分の固定資産税について、税額の3分の1（第一種市街地再開発事業に係るものは税額の4分の1）を減額

市街地再開発事業は、地権者の一定割合の同意により、同意していない者に対しても強制力を伴って実施される事業であり、かつ、事業施行後の家屋に係る固定資産税額は、施行前に比べ大幅に増額するケースが多いことから、従前の権利者に対する一定の配慮の必要性が認められます。また、今後も市街地再開発事業の実施が見込まれることから、本特例措置の適用期限を令和7年3月31日まで2年延長することとされました（地法附則15の8①）。

⑱ 防災街区整備事業の施行に伴い従前の権利者が取得する防災施設建築物に係る税額の減額措置の延長

令和5年3月31日までの間に新築された密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律に規定する防災施設建築物に該当する家屋の一部が、同法による防災街区整備事業の施行に伴い、従前の権利者に与えられた場合における当該家屋に対して課する固定資産税については、以下の特例措置が講じられています。

イ 当該家屋が一定の要件を満たす住宅である場合には、5年度分の固定資産税について、居住用部分については税額の3分の2を、非居住用部分については税額の3分の1を減額。

ロ 当該家屋が住宅以外の家屋である場合には、5年度分の固定資産税について、税額の3分の1を減額。

本特例措置は、前述の市街地再開発事業に係る特例措置と同様、一定の強制力をもって実施される事業であり、また、施行後の固定資産税額は施行前に比べ大幅に増額となるケースが多いことから、今後も事業実施の見込みがあることも踏まえ、その適用期限を令和7年3月31日まで2年延長することとされました（地法附則15の8③）。

⑳ 耐震改修が行われた要安全確認計画記載建築物等に係る税額の減額措置の延長

建築物の耐震改修の促進に関する法律により耐震診断が義務付けられた要安全確認計画記載建築物（地方団体が指定する緊急輸送道路等の避難路沿道建築物及び都道府県が指定する庁舎、避難所等の防災拠点建築物）又は要緊急安全確認大規模建築物（病院、店舗、旅館など不特定多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホームなど避難弱者が利用する建築物のうち大規模なもの）に該当する家屋のうち、政府の補助（耐震対策緊急促進事業のうち耐震改修を行う事業に係る補助）を受けて耐震改修が行われたものについては、当該耐震改修工事の完了後2年度分の固定資産税について、税額の2分の1に相当する額を減額する措置が講じられてきたところです。

地震の発生時に危険となる建築物の耐震改修は、本来は所有者の責任で行うべきものですが、病院等の不特定多数の者が利用する建築物や防災拠点となる建築物の耐震化を促進することは喫緊の課題であることから、本特例措置について、適用期限を令和8年3月31日まで3年延長することとされました（地法附則15の10）。

(4) 税負担軽減措置等の整理合理化

① 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構に係る課税標準の特例措置の縮減

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）が所有する一定の業

務の用に供する償却資産については、当該償却資産に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から5年度分の固定資産税の課税標準を価格の3分の1、その後の5年度分を価格の3分の2とする特例措置が講じられています。

本特例措置の対象資産のうち、基盤技術研究円滑化法に規定する業務については近年適用実績がなく、また、今後も適用が見込めないことから、今回の税制改正において対象から除外することとされました（地法349の3⑬、地令52の10の4、旧地規11の9）。

② 低炭素化に資する新規製造車両等に係る課税標準の特例措置の縮減及び延長

鉄道事業社又は軌道経営者が、令和5年3月31日までの間に一定の環境性能要件を満たす新規製造車両を取得若しくは賃借し、又は既存車両を改良した場合には、これらの車両（改良した車両については当該改良された部分に限ります。）に対して課する固定資産税については、最初の5年度分、価格の3分の2（小規模な鉄道事業者については、5分の3）とする特例措置が講じられています。

JRや大手民間鉄道事業者も対象としている本特例措置については、その効果を見極めた上で延長について慎重に検討する必要がありますが、新型コロナウイルス感染症の影響により鉄軌道事業者が厳しい経営状況に直面していること等を勘案し、環境性能要件（車体の軽量化）が付加された上で、適用期限を令和7年3月31日まで2年延長することとされました（地法附則15⑫、地令附則11⑭、地規附則6⑬）。

③ 企業主導型保育事業に係る課税標準の特例措置の縮減及び延長

令和5年3月31日までの間に企業主導型保育事業の運営費に係る補助を受けた者が、児童福祉法に規定する事業所内保育事業を行う認可外施設の用に供する一定の固定資産については、最初の5年度分、固定資産税・都市

計画税の課税標準を、価格に2分の1を参酌して3分の1以上3分の2以下の範囲内で市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とする特例措置が講じられています。

企業主導型保育事業については、定員数11万人を目標に、これまで整備を進めてきたところですが、令和4年度は新規の募集が行われないなど、その整備目標は概ね達成された状況にあり、令和3年度から令和6年度末までの4年間で約14万人分の保育の受け皿を整備することとしている「新子育て安心プラン」においても、企業主導型保育事業による更なる受け皿確保は掲げられていない状況にあります。

このため、本来であれば本特例措置を廃止することも考えられましたが、定員数11万人に含まれる企業主導型保育事業で、資材高騰等により開所が令和5年度にずれ込まざるを得ない施設が少数ながら存在することから、これらの施設に対して特例措置を適用するため、要件を限定した上、適用期限を令和6年3月31日まで1年延長することとされました（地法附則15⑬）。

④ 新築のサービス付き高齢者向け賃貸住宅に係る税額の減額措置の縮減及び延長

令和5年3月31日までの間に新築された高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向け住宅である一定の賃貸住宅については、最初の5年度分の固定資産税に限り、税額の3分の2を参酌して2分の1以上6分の5以下の範囲内において市町村の条例で定める割合に相当する額を減額する特例措置が講じられています。

サービス付き高齢者向け住宅の登録数は順調に伸びていますが、政府が定める高齢者向け住宅の供給目標には未達であり、高齢者が安心して暮らせる質の高い住宅の確保は引き続き重要であることから、床面積要件等の見直し（上限180㎡以下を上限160㎡以下とします。）を行った上で、本特例措置の適用期限

を令和7年3月31日まで2年延長することとされました（地法附則15の8②、地令附則12①十二）。

(5) 税負担軽減措置等の廃止

① 心身障害者を多数雇用する事業所に係る課税標準の特例措置の廃止

心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が、障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する助成金等の支給を受けて令和5年3月31日までに取得した事業用家屋（作業の用に供するもので、当該家屋の課税標準となるべき価格に障害者の雇用割合を乗じて得た額に相当する部分に限ります。）について、最初の5年度分、固定資産税の課税標準を6分の5とする特例措置が講じられています。

本特例措置の適用実績は低調であるほか、今後の方向性として、雇用される障害者の数だけでなく、職場定着やキャリア形成の支援の促進等、雇用の質を図っていく観点からの施策を総合的に行っていく必要があることを踏まえ、適用期限の延長は行わず廃止することとされました（旧地法附則15④、旧地令附則11⑤⑥、旧地規則6②）。

② 熊本地震の被災代替償却資産に係る課税標準の特例措置の廃止

災害により滅失・損壊した償却資産に代わるものと市町村長が認める償却資産（当該災害について被災者生活再建支援法が適用された市町村の区域内のものに限ります。）を、災害の発生した日が属する年の翌年の3月31日から起算して4年を経過する日までの間に取得し又は改良した場合は、当該取得又は改良された償却資産に対する固定資産税については、4年度分に限り、課税標準を価格の2分の1とする特例措置（被災代替償却資産特例）が講じられており（地法349の3の4）、熊本地震については、当該特例措置の適用期限である令和2年度末においても一部復旧・復興関連事業が未了で、その後事業を再開す

る見込みの者もいたことから、被災自治体からの要望も踏まえ、取得等の期限を2年延長し、令和5年3月31日までとする措置を講じています。

本特例措置については、これ以上の適用見込みがなく、被災自治体などからも更なる延長の要望はなかったことから、適用期限の延長は行わず、廃止することとされました（旧地法附則16の2⑪⑫、旧地令附則12の4⑮～⑱）。

(6) 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構に係る所要の措置

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（以下「量研」という。）については、基礎研究・基盤的研究開発の用に供する設備及び当該設備を収容する家屋について、新たに固定資産税が課されることとなった年度から5年度分の固定資産税の課税標準を価格の3分の1、その後の5年度分を価格の3分の2とする特例措置が、医学的利用に関する研究開発及びそれに関する業務の用に供する固定資産について、非課税措置が講じられています。

量研が設置する次世代放射光施設（Nano-Terasu）について、特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律（以下「共用促進法」という。）の対象施設とされ、量研の業務に共用促進法に係る業務が追加されますが、当該業務を追加後の量研についても、上述の現行制度と同様の措置を講じることとされました（地法348②四十四、349の③、地令51の15の10）。

5 償却資産（知事・大臣配分資産）に係る固定資産税の申告・通知の電子化

令和5年度税制改正において、償却資産に係る固定資産税については、都道府県知事又は総務大臣が評価すべき固定資産の所有者が行う申告について、eLTAXを通じて電子的に行うことができるようにするとともに、都道府県知事又は総務大臣が所有者に対して行う固定資産の価格等の通知

について、eLTAXを通じて申告を行う所有者が申出をしたときは電子的に通知することとしています。

これらを受けて、令和5年度地方税法改正法案においては、地方税法第762条（用語の意義）及び第393条（都道府県知事又は総務大臣がする固定資産の価格等の納税者に対する通知）の規定について、2つの改正を行うこととしています。

1点目は、大臣配分資産に係る固定資産税の申告の電子化に関する改正です。地方税法第747条の2（地方税関係申告等の特例）により「地方税関係手続用電子情報処理組織」（eLTAX）を使用することができる地方税関係申告等について定められていますが、地方税法第762条第1号においてこの地方税関係手続用電子情報処理組織の用語の意義が規定されており、その中の「行政機関の長」がこれまで地方団体の長、国税庁長官、国税局長、税務署長その他政令で定める者とされてい

ましたが、ここに総務大臣を追加して、大臣配分資産をeLTAXを通じた申告の対象とすることとしています。

2点目は、知事配分資産・大臣配分資産に係る所有者への通知の電子化に関する改正です。地方税法第393条において、知事配分資産・大臣配分資産についてeLTAXを通じて電磁的方法により申告を行った固定資産の所有者が、当該資産に係る価格等の決定の通知について電磁的方法により通知を受けることを希望する場合には、都道府県知事又は総務大臣は電磁的方法により当該所有者に通知しなければならないとする規定と、電磁的方法により通知を行う場合の当該通知の到達時期に関する規定を追加することとしています。

なお、上記の知事・大臣配分の償却資産の申告・通知の電子化に係る規定については、令和7年度分以後から適用することとされています。

九 事業所税

1 2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）の開催に伴う所要の措置

2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）の開催に向け、現在準備が進められているところです。これを受け、参加者が博覧会に関して行う博覧会に関連する非商業的活動に係る事業の用に供する施設（博覧会の会場内に設置されるもの）において行う事業について、令和9年3月31日までに終了する事業年度分に限り、事業所税を非課税とする措置を講ずることとされました（地法附則32の4、地令附則16の2の7①②）。

施行期日は、令和5年4月1日とされています。

2 特定農産加工業経営改善臨時措置法に基づく事業用施設に係る資産割の課税標準の特例措置の延長

事業所税においては、特定農産加工業経営改善臨時措置法の趣旨に鑑み、かんきつ果汁製造業、

パインアップル缶詰製造業等の14業種に属し、同法に基づく経営改善措置計画の承認を受けた特定農産加工業者等が当該計画に従って実施する経営改善措置に係る事業の用に供する一定の施設に対して、法人にあっては令和5年3月31日までに終了する事業年度分まで、個人にあっては令和4年分までに限り、資産割の課税標準を4分の1控除する特例措置が講じられているところです。

今回、本特例措置の適用期限が到来したところですが、現下の情勢に特に配慮して、その適用期限を、法人にあっては令和6年6月30日までに終了する事業年度分まで、個人にあっては令和5年分まで延長することとしています（地法附則33⑤）。

施行期日は、令和5年4月1日とされています。

3 企業主導型保育事業の用に供する施設に係る課税標準の特例措置の延長

平成29年4月1日から令和5年3月31日までの間に政府の補助を受けた事業主等が行う企業主導

型保育事業の用に供する施設に係る事業所税について、資産割及び従業者割の課税標準を4分の3控除する特例措置が講じられているところです。

今回、本特例措置の適用期限が到来し、また、「子育て安心プラン」等に基づき企業主導型保育事業が目指していた定員11万人分の保育の受け皿の確保が概ねなされたことを踏まえて、今後、新たな受け皿の整備はないとされますが、施設整備中で開所が令和5年度となる事業実施者が少数ではあるものの存在するとともに、事業譲渡により令和5年度以降に本事業に新たに参画する事業実施者も存在し、これによって、企業主導型保育事業における保育の受け皿の安定的かつ継続的な運営を確保していくこととされています。特に、後者の事業譲渡がなされる場合でも、保育の質やそれを維持するための指導監査等が従前の事業と変わりなく維持されると考えられ、本特例措置の趣旨が変更されるものではないこと等を踏まえ、適用期限を2年延長することとされています（地法附則33⑥）。

施行期日は、令和5年4月1日とされています。

4 土地改良法の改正に伴う所要の措置

法人の行う事業に対して課する事業所税の課税標準の算定の基礎となる期間には、地方税法第72条の13に規定する事業年度を用いています（地法701の31①七）。

こうした中、令和4年3月の土地改良法の改正により、土地改良区から一般社団法人又は認可地縁団体への組織変更制度が創設され、これに伴い、公共法人が収益事業を行う公益法人等又は普通法人に該当することとなった場合の事業年度の計算について、所要の規定の整備を行うこととしています（地法72の13③⑤⑬）。施行期日は、改正土地改良法に規定する施行の日。詳細は前述「四 地方法人課税（法人住民税・法人事業税）」の該当箇所ご参照ください。このため、この規定に定める内容に該当する場合には、事業所税の課税標準の算定の基礎となる期間に影響が出るものです。

十 航空機燃料譲与税

1 改正前の制度の概要

航空機燃料譲与税は、航空機騒音による障害防止対策や空港周辺整備の問題に対応するため、航空機燃料税の一定割合（本則は13分の2）に相当する額を空港関係市町村及び空港関係都道府県に譲与し、空港対策の財源の充実確保を図るものです（航空機燃料譲与税法1）。

譲与額の2分の1を着陸料の収入額で、他の2分の1を世帯数で按分して譲与する仕組みとされています（同法2②、2の2②）。譲与時期及び譲与時期ごとに譲与すべき額は、次の表のとおりとされています（同法3①）。

譲与時期	譲与時期ごとに譲与すべき額
9月	当該年度の初日の属する年の3月から8月までの間の収納に係る航空機燃料税の収入額の13分の2に相当する額
3月	当該年度の初日の属する年の9月から翌年の2月までの間の収納に係る航空機燃料税の収入額の13分の2に相当する額

2 航空機燃料税の引下げに伴う譲与割合の引上げ措置の概要

(1) 令和4年度までの措置（これまでの経緯）

航空機燃料税については、平成23年度から令和2年度までは、税率を航空機燃料1kl当たり18,000円（本則26,000円）に引き下げる特例措置が講じられていましたが、新型コロナウイルス感染症による航空需要減の状況を踏まえ、令和3年度は1kl当たり9,000円に、令和4年度

は1kℓ当たり13,000円に引き下げる特例措置（措法90の8）が講じられました。

航空機燃料譲与税については、航空機燃料税の税率が変更されても譲与すべき額が維持されるよう、平成23年度から令和2年度までは、航空機燃料譲与税として譲与すべき額の航空機燃料税に占める割合（以下「譲与割合」という。）を9分の2（本則13分の2）に引き上げる措置が講じられていましたが、令和3年度及び4年度の航空機燃料税の税率の特例措置の拡充に対応するため、譲与割合を令和3年度は9分の4に、令和4年度は13分の4に引き上げる措置が講じられました（航空機燃料譲与税法附則②）。

(2) 改正の内容

今般の税制改正においては、航空機燃料税の税率の特例措置について、航空需要の回復状況を踏まえつつ、2030年の訪日外国人数6,000万人の目標達成に向けた航空会社の投資余力を確保する観点から、5年延長の上、税率については激変緩和措置として2年間は現行水準に据え置く（令和5年度及び6年度は1kℓ当たり13,000円）こととし、その後段階的にコロナ前の水準まで戻す（令和7年度及び8年度は1kℓ当たり15,000円、令和9年度は1kℓ当たり18,000円）こととされました（措法90の8）。

これに対応し、航空機燃料譲与税の譲与割合に係る特例措置については、地方への譲与分が維持されるよう譲与割合を見直した上（令和5年度及び6年度は13分の4、令和7年度及び8年度は15分の4、令和9年度は9分の2）、5年延長することとされています。

具体的な改正内容としては、航空機燃料譲与税法第1条第1項において規定する「譲与割合」及び同法第3条第1項において規定する「譲与時期ごとに譲与すべき額」について所要

の読替規定（令和5年度及び6年度は「13分の2」を「13分の4」に、令和7年度及び8年度は「13分の2」を「15分の4」に、令和9年度は「13分の2」を「9分の2」に読替え）を整備することとしました（航空機燃料譲与税法附則②～⑤）。

なお、航空機燃料譲与税法第3条第1項において規定する「譲与時期ごとに譲与すべき額」の読替えのうち、航空機燃料税の税率の引き上げが行われる令和7年度及び令和9年度の9月譲与分（3月から8月までの間の収納分）については、前年度分の航空機燃料税が当該年度の出納整理期間（4月及び5月）に収納される場合もあることから、いずれの年度の収納に属する航空機燃料税かを明確にする規定の整備を行っています。

また、航空機燃料税は、国税収納金整理資金から譲与税分を控除した額が一般会計に組み入れられ、一般会計から自動車安全特別会計の空港整備勘定に繰り入れられます。なお、空港整備勘定は、平成25年度に社会資本整備事業特別会計が廃止された後、経過勘定として自動車安全特別会計に統合されたものです。

特別会計に関する法律附則第259条の5第1項は、一般会計から空港整備勘定に繰り入れる額を定めており、具体的には、航空機燃料税の収入見込額の13分の11に相当する額として当該年度の一般会計の歳入予算に計上された金額（予算額）を繰り入れることを原則とし、航空機燃料税の収入額の決算額がその予算額を上回る場合又は下回る場合にはその差額を次々年度に精算する仕組みとなっています。今般の改正により、譲与割合を変更していることから、当該年度の一般会計から空港整備勘定に繰り入れる額について所要の経過措置を整備しています（改正地法附則28②～⑦）（資料12、13）。

(資料12)

航空機燃料譲与税の概要

1 創設年度	昭和47年度
2 譲与総額	航空機燃料税収入額の2/13(H23～R2年度：2/9 R3年度：4/9 R4年度：4/13)
3 譲与団体 (団体数はR3年度)	空港関係都道府県：37団体 空港関係市町村：123団体
4 譲与基準	都道府県：譲与額の1/5 着陸料割1/2 騒音世帯数割1/2 市町村：譲与額の4/5 着陸料割1/2 騒音世帯数割1/2 (注) 着陸料の収入額、空港の管理の態容、空港の所在、騒音の程度等による補正あり。
5 用途 (令7条)	①航空機による騒音等により生ずる障害の防止 ②市町村又は都道府県が設置し、又は管理する空港の整備及び維持管理 ③空港に関連する上下水道、排水施設、清掃施設、道路、河川、駐車場及び公園の整備 ④空港又は航空機の災害に備えるため、空港又はその周辺に配置される消防施設の整備
6 譲与時期	9・3月
7 譲与	152億円(令和5年度地方財政計画額)

(参考) 航空機燃料税の概要

1 課税物件	航空機燃料
2 納税義務者	航空機の所有者又は使用者
3 課税標準	航空機に積み込まれた航空機燃料の数量
4 税率	航空機燃料1キロリットルにつき26,000円(本則) → H23～R2：18,000円 → R3：9,000円、R4：13,000円
5 税収	340億円(令和5年度概算)

(資料13)

航空機燃料譲与税の譲与割合に係る特例措置の延長

○令和5年度税制改正において、航空機燃料税の税率が下の表のとおり見直されることに伴い、航空機燃料譲与税の譲与割合に係る特例措置について、地方への譲与分が維持されるよう譲与割合を見直した上、5年間延長する。

					令和5年度税制改正		
	本則	H23年度 、 R2年度	R3年度	R4年度	R5年度 、 R6年度	R7年度 、 R8年度	R9年度
航空機燃料税率	26,000円/kl	18,000円/kl	9,000円/kl	13,000円/kl	13,000円/kl	15,000円/kl	18,000円/kl
譲与割合	13分の2	9分の2	9分の4	13分の4	13分の4	15分の4	9分の2
地方への 譲与分	4,000円/kl						

(参考) 航空機燃料税の概要

空港所在市町村 (128団体) 譲与額の4/5
 空港所在都道府県 (37団体) 譲与額の1/5] (着陸料収入割1/2、騒音世帯割1/2で譲与)

十一 納税環境整備

1 不申告加算金及び重加算金に係る加重措置の見直し

(1) 改正前の制度の概要

法人事業税や事業所税などの申告納税方式の税目(国税に連動する法人住民税を除きます。)については、申告書の提出期限後に申告若しくは修正申告(更正又は決定があるべきことを予知してされたものでないもの等を除きます。)又は更正若しくは決定(以下「期限後申告等」といいます。)があった場合には不申告加算金を徴収しなければならないこととされています。不申告加算金については、申告、更正又は決定により納付すべき税額の15%(納付すべき税額が50万円を超えるときは、当該超える部分は20%)とされています(地法71の14、71の35、71の55、72の46、74の23、90、144の47、171、278、328の11、463の3、483、536、609、688、701の12、701の61、721、733の18)。

また、納税者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装して過少申告した場合には重加算金を徴収しなければならず、更正による不足税額又は修正申告書によって増加した税額の35%(不申告加算金が徴収される場合には40%)とされています。これらの加算金の割合は国税と同様のものとなっています(地法71の15、71の36、71の56、72の47、74の24、91、144の48、172、279、328の12、463の4、484、537、610、689、701の13、701の62、722、733の19)。

(2) 改正の内容

① 国税

イ 高額な無申告に対する無申告加算税の割合の引上げ

現行では、期限後申告書の提出や決定等があった場合には、納税者に対し、その申

告、更正又は決定に基づいて納付すべき税額に15%(納税額(増差税額)が50万円を超える部分は、20%)の割合を乗じて計算した金額に相当する無申告加算税を課すこととされています(地方税の不申告加算金と同様。通法66)。

今般、申告納税制度の根幹を揺るがす重大な違反である無申告行為のうち善良な納税者の公平感を特に損なう恐れのあるものを未然に抑止する観点から、社会通念に照らして申告義務を認識していなかったとは言い難い規模の高額無申告について、納税額(増差税額)が300万円を超える部分のペナルティとして無申告加算税の割合を30%に引き上げることとされました。なお、このペナルティについては、高額無申告を発生させたことについて納税者の責めに帰すべき事由がない場合には適用しないこととされています(通法66③)。

ロ 一定期間繰り返し行われる無申告行為に対する無申告加算税等の加重措置の整備

現行の加算税率は、無申告行為を繰り返し行う者について一度に是正する場合には、無申告行為が繰り返された回数にかかわらず一律であるため、意図的に「無申告行為」を繰り返す者に対する牽制効果は限定的でした。

そのため、繰り返し行われる悪質な無申告行為を未然に抑止し、自主的に申告を促し、納税コンプライアンスを高める観点から、前年度及び前々年度の国税について、無申告加算税又は無申告重加算税を課される者が行う更なる無申告行為に対して課される無申告加算税又は無申告重加算税を10%加重する措置を整備することとされました(通法66⑥)。

② 地方税

国税の無申告加算税及び無申告重加算税の見直しと同様に、地方税の不申告加算金及び重加算金の見直しを行います。

イ 高額な無申告に対する不申告加算金の割合の引上げ

まず、不申告加算金の割合については、以下のとおり、納付すべき税額が300万円を超える部分に対する割合を30%に引き上げることとします。

(参考) 不申告加算金の割合の見直し

	50万円以下	50万円～300万円以下	300万円超
現行	15%	20%	
改正後	同上	同上	30%

具体的には、現行の加重措置を定める地方税法第71条の14第3項等の次に項を追加し、納付すべき税額が300万円を超えるときの加重措置について規定しています（地法71の14④、71の35⑤、71の55⑤、72の46④、74の23④、90④、144の47④、171④、278④、328の11④、463の3④、483④、536④、609④、688④、701の12④、701の61④、721④、733の18⑤）。

この際、「それまでの間に行われた更正等により納入（納付）すべき額の合計額」については、国税にならない、「累積納入（納付）税額」と定義語を置いています。

「累積納入（納付）税額」を加算した納入（納付）すべき税額を「加算後累積納入（納付）税額」と定義し、以下の通り加重額を算出します。なお、「累積納入（納付）税額」及び「加算後累積納入（納付）税額」は、納入・納付の両方が想定される税目（軽油引取税、道府県・市町村法定外普通税、法定外目的税）については、単に「累積税額」「加算後累積税額」と定義しています。

〈加重額の算出方法〉

加算後累積納入（納付）税額（＝【納入（納付）すべき税額（A）】＋【累積納入（納付）税額（B）】）が300万円を超えるときは、不申告加算金額はⅠ－Ⅱの額とする。

Ⅰ：加算後累積納入（納付）税額を以下のとおり区分し、それぞれの割合を乗じた金額

Ⅱ：累積納入（納付）税額を以下のとおり区分し、それぞれの割合を乗じた金額

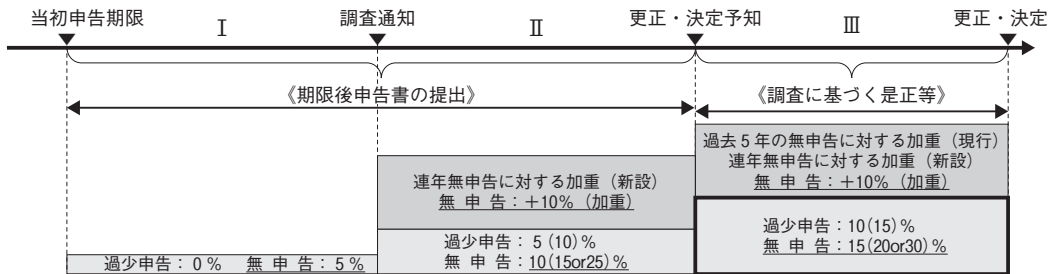
【区分】 50万円以下：15%、50万円超300万円以下：20%、300万円超：30%

累積納入（納付）税額は既に前回までの更正等で加重措置を適用されていることを踏まえ、累積納入（納付）税額分には再度の加重措置が適用されないように区分ごとの割合を乗じた上で控除する措置を講じます。

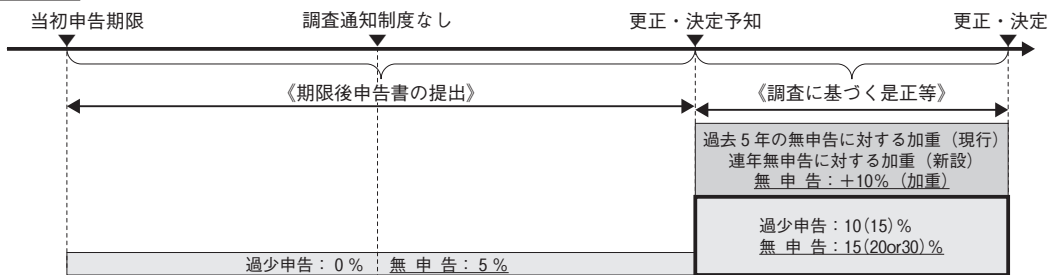
(資料14)

【改正後の制度イメージ (時系列)】 ※太字が今回の改正による拡充

国税



地方税



ロ 一定期間繰り返し行われる無申告行為に対する不申告加算金等の加重措置の整備

平成28年度税制改正により、期限後申告等があった日の前日から起算して5年前の日までの間に、不申告加算金又は重加算金を徴収されたことがある場合には、その期限後申告等に基づき課する不申告加算金又は重加算金の割合を10%加重する措置が講じられています(地法71の14⑤一、71の15③一、71の35⑥一、71の36③一、71の55⑥一、71の56③一、72の46⑤一、72の47③一、74の23⑤一、74の24③一、90⑤一、91③一、144の47⑤一、144の48③一、171⑤一、172③一、278⑤一、279③一、328の11⑤一、328の12③一、463の3⑤一、463の4③一、483⑤一、484③一、536⑤一、537③一、609⑤一、610③一、688⑤一、689③一、701の12⑤一、701の13③一、701の61⑤一、701の62③一、721⑤一、722③一、733の18⑥一、733の19③一)。

今回の改正では、当該年度の地方税につ

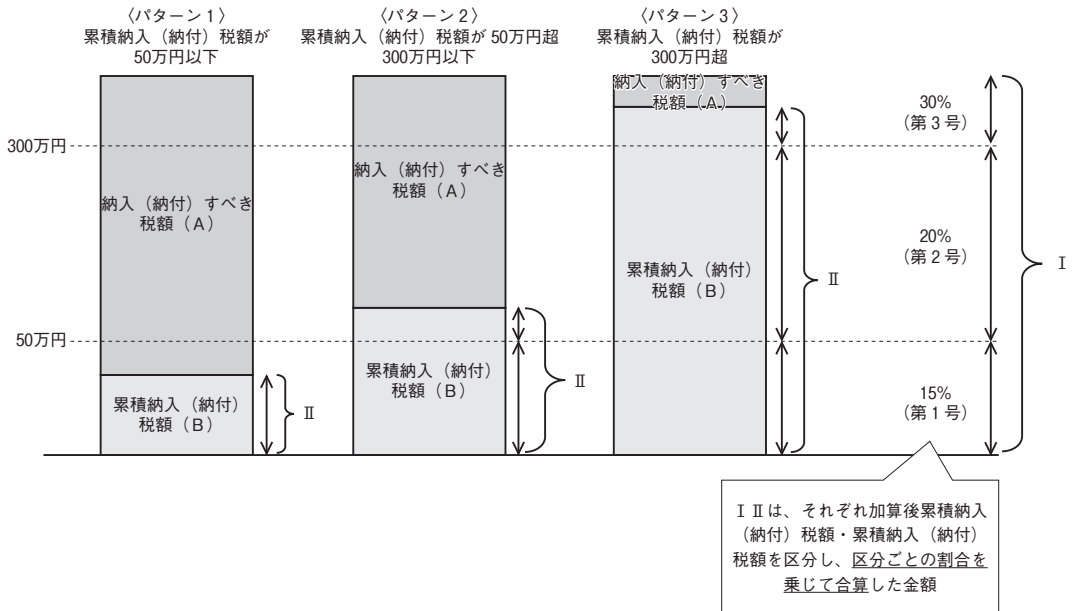
いて期限後申告等があった場合において、その期限後申告等に係る地方税の前年度及び前々年度の当該地方税の属する税目について、不申告加算金又はこれに代えて課される重加算金に係る決定をすべきと認めるときは、その期限後申告等に基づき課する不申告加算金又は重加算金の割合を10%加重する措置が整備されています(地法71の14⑤二、71の15③二、71の35⑥二、71の36③二、71の55⑥二、71の56③二、72の46⑤二、72の47③二、74の23⑤二、74の24③二、90⑤二、91③二、144の47⑤二、144の48③二、171⑤二、172③二、278⑤二、279③二、328の11⑤二、328の12③二、463の3⑤二、463の4③二、483⑤二、484③二、536⑤二、537③二、609⑤二、610③二、688⑤二、689③二、701の12⑤二、701の13③二、701の61⑤二、701の62③二、721⑤二、722③二、733の18⑥二、733の19③二)。

新たに規定する第2号の規定は、3年度分の地方税が連続して期限後申告等である

場合に、当該3年度目の地方税について不申告加算金等の加重措置を講じるものであり、第1号の規定のように不申告加算金等を実際に課されていない場合も対象となります。

第1号と第2号の規定はその要件に同時に該当する場合も想定されますが、いずれの場合も10%加重する措置が講じられることとなります（資料15、16）。

（資料15）



（資料16）

【参考】

○ 各税目における不申告加算金及び加重加算金に係る規定につき、徴収方法等を整理すると以下の通り。（申告納付税目か特別徴収税目か等により「納入」「納付」等の用語が異なるほか、修正申告制度がある場合も規定ぶり（※）が一部異なる。）

※ 修正申告制度が設けられている税目は、課税庁による増額更正を予知して修正申告書を提出するケースがありうるため、「決定」だけでなく「更正」を予知して修正申告する場合を含めて規定している。（修正申告制度のない税目はこうしたケースは発生しない。）

条項（改正後）	概要	徴収方法	予知の対象	申告書の定義語
71の14④ 71の14⑤ 71の15③	利子割に係る納入金の不申告加算金及び加重加算金	特別徴収	決定	「納入申告書」
71の35⑤ 71の35⑥ 71の36③	配当割に係る納入金の不申告加算金及び加重加算金	特別徴収	決定	「納入申告書」
71の55⑤ 71の55⑥ 71の56③	株式等譲渡所得割に係る納入金の不申告加算金及び加重加算金	特別徴収	決定	「納入申告書」

条項 (改正後)	概要	徴収方法	予知の対象	申告書の定義語
72の46④ 72の46⑤ 72の47③	法人の事業税の不申告加算金及び 重加算金 ※修正申告あり	申告納付	更正・決定	「申告書」
74の23④ 74の23⑤ 74の24③	たばこ税の不申告加算金及び重加 算金 ※修正申告あり	申告納付	更正・決定	「申告書」
90④ 90⑤ 91③	ゴルフ場利用税に係る不申告加算 金及び重加算金	特別徴収	決定	「申告書」
144の47④ 144の47⑤ 144の48③	軽油引取税に係る不申告加算金及 び重加算金	両方あり	決定	「納入申告書」
171④ 171⑤ 172③	自動車税環境性能割の不申告加算 金及び重加算金 ※修正申告あり	申告納付	更正・決定	「申告書」
278④ 278⑤ 279③	道府県法定外普通税に係る不申告 加算金及び重加算金 ※修正申告あり	両方あり	更正・決定	「納入申告書」
328の11④ 328の11⑤ 328の12③	分離課税に係る所得割の納入金の 不申告加算金及び重加算金	特別徴収	決定	「納入申告書」
463の3④ 463の3⑤ 463の4③	軽自動車税環境性能割の不申告加 算金及び重加算金 ※修正申告あり	申告納付	更正・決定	「申告書」
483④ 483⑤ 484③	たばこ税の不申告加算金及び重加 算金 ※修正申告あり	申告納付	更正・決定	「申告書」
536④ 536⑤ 537③	鉱産税の不申告加算金及び重加算 金	申告納付	決定	「申告書」 (定義なし)
609④ 609⑤ 610③	特別土地保有税の不申告加算金及 び重加算金 ※修正申告あり	申告納付	更正・決定	「申告書」
688④ 688⑤ 689③	市町村法定外普通税に係る不申告 加算金及び重加算金 ※修正申告あり	両方あり	更正・決定	「納入申告書」
701の12④ 701の12⑤ 701の13③	入湯税に係る納入金の不申告加算 金及び重加算金	特別徴収	決定	「納入申告書」 (定義なし)
701の61④ 701の61⑤ 701の62③	事業所税の不申告加算金及び重加 算金 ※修正申告あり	申告納付	更正・決定	「申告書」
721④ 721⑤ 722③	水利地益税等に係る不申告加算金 及び重加算金	特別徴収	決定	「納入申告書」 (定義なし)

条項（改正後）	概要	徴収方法	予知の対象	申告書の定義語
733の18⑤ 733の18⑥ 733の19③	法定外目的税に係る不申告加算金 及び重加算金 ※修正申告あり	両方あり	更正・決定	「納入申告書」

ハ 施行期日・経過措置

上記イ、ロいずれも令和6年1月1日以後に申告書の提出期限が到来する地方税について適用されます。

また、連年不申告の期間が令和6年1月1日をまたぐ場合においても改正後の加重措置を適用できるように、同日前に申告書の提出期限が到来した地方税に係る不申告加算金（更正予知によらないものを除きます）・重加算金（不申告加算金に代えて徴収するものに限り、）についても、改正後の特定不申告加算金等とみなす経過措置が置かれています（改正地法附則4④等）。

（参考）加重措置が適用される場合（300万円以下の税額部分）

	現行	改正後
不申告加算金	15% (50万円超：20%)	25% (50万円超：35%)
重加算金	40%	50%

2 公示送達制度の見直し

(1) 改正前の制度の概要

地方団体の徴収金の賦課徴収又は還付に関する書類は、郵便若しくは信書便による送達又は交付送達により、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所又は事業所に送達することとされています（地法20②）。書類の送達を受けるべき者の住所、居所等が明らかでない場合等には、送達に代えて公示送達をすることができます（地法20の2①）。

公示送達は公示事項（「送達すべき書類の名称」、「送達を受けるべき者の氏名」、「いつでもその書類の送達を受けるべき者に交付する旨」）を地方団体の掲示場に掲示することにより行い、

掲示を始めた日から起算して7日を経過したときに、送達があったものとみなされます（地法20の2②③）。国税においても、以上と同様の公示送達制度が設けられています（通法14）。

(2) 改正の内容

① 国税（通法14②）

イ 公示送達は、次の措置をとることによって行うこととされています。

- ・ 国税局・税務署のウェブサイト等に公示すべき内容を表示
- ・ 税務署等の掲示場に掲示又は税務署等に設置した電子計算機による閲覧

ロ 送達を受けるべき者のプライバシーに配慮するため、公示事項のうち、「送達すべき書類の名称」を「送達すべき書類を特定するために必要な情報」と改正

② 地方税（地法20の2②）

イ 国税と同様、公示送達は、次の措置をとることによって行うこととされています。

- ・ 地方団体のウェブサイト等に公示すべき内容を表示
- ・ 地方団体の掲示場に掲示又は地方団体の事務所に設置した電子計算機による閲覧

ロ 現行の地方税法第20条の2第2項は、公示事項のうち「いつでもその書類を送達を受けるべき者に交付する旨」のみ規定しており、「送達すべき書類の名称」及び「送達を受けるべき者の氏名」については明文で規定していませんでしたが、公示事項を明確にするためそれらを明記し、国税と同様の規定ぶりとしています。

3 滞納処分免脱罪の適用対象の整備

(1) 改正前の制度の概要

地方団体の徴収金に係る滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例によることとされています。

滞納処分の執行等を免れる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、国の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽って増加する行為をした者には、滞納処分免脱罪（国税徴収法第187条）の適用があります（量刑：3年以下の懲役若しくは250万円以下の罰金又はこれを併科する）。

(2) 改正の内容

① 国税

差押不動産上に廃棄物を持ち込む等の行為は、差押財産自体に損傷を与える行為とはいえないため、財産の「損壊」に該当せず、滞納処分の執行等を免れる目的で行われたとしても、滞納処分免脱罪の適用がありません。

これを踏まえ、滞納処分免脱罪の適用対象に、滞納処分の執行等を免れる目的で、その現状を改変して、差押財産の価値を減損し、又はその滞納処分に係る滞納処分費等を増大させる行為をした者を加えています（国税徴収法187）。

② 地方税

滞納処分に係る罰則については、地方税法に個別に規定を設けているところ、これらについても国税徴収法と同様の改正を行います（地法69、71の20、71の41、71の61、72の69、73の37、74の28、95、144の52、176、177の22、201、286、332、374、463の8、463の28、485の4、542、614、696、700の67、701の19、701の66、729、733の25）。

4 徴収の猶予の申請に関する調査手続の見直し

(1) 改正前の制度の概要

納税者又は特別徴収義務者（以下「納税者等」といいます。）が災害、疾病等により一時的に納税をすることができない等の場合には、地方団体の長は、その者の申請に基づき、1年間、徴収を猶予することができます（地法15①②）。徴収の猶予期間の延長についても、納税者等の申請に基づき行うことができます（地法15④）。

地方団体の長は、申請があった際、当該申請に係る事項について調査を行い、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長の諾否を判断するものとされています（地法15の2⑤）。その調査をするため必要があるときは、地方団体の長は、その必要な限度で、その徴税吏員に、申請者に質問させ、又はその者の帳簿書類その他の物件を検査させることができます（地法15の2⑩）。上記の質問検査に対する検査拒否は、徴収猶予の不許可事由とされています（地法15の2⑨二）。

国税においても、納税の猶予制度（通法46）が設けられており、申請に関する調査に係る質問検査権や不許可事由（通法46の2⑩⑪）については、地方税と同様のものとなっています。

(2) 改正の内容

① 国税

国税通則法に規定する納税の猶予に関する調査に係る質問検査権について、

- ・ 提示・提出を求めることができる権限
- ・ 提出された物件を留め置く権限

が新たに整備されています（通法46の2⑪）。

② 地方税

国税の見直しと同様に、徴収の猶予の申請に関する調査について、調査の相手方に対し、帳簿書類その他の物件（その写しを含みま）の提示又は提出を求めることができることとするとともに、提出された物件の預か

り・返還等に関する手続等が規定されていません（地法15の2⑩）。

また、徴収猶予の不許可事由に「質問に対し偽りの答弁をした場合」や「物件の提示又

は提出の要求に正当な理由なく応じない場合」、「偽りの記載又は記録をした帳簿書類等の物件を提示又は提出した場合」が追加されています（地法15の2⑨二）。